

衆議院 第六十六回国会 經濟産業委員会 會議録 第十二号

平成十九年五月二十三日(水曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 上田 勇君

理事 金子善次郎君 理事 河井 克行君

理事 新藤 義孝君 理事 中山 泰秀君

理事 宮腰 光寛君 理事 後藤 齋君

理事 近藤 洋介君 理事 赤羽 一嘉君

理事 小此木八郎君 理事 岡部 英明君

理事 片山さつき君 理事 川条 志嘉君

理事 近藤三津枝君 理事 佐藤ゆかり君

理事 清水清一朗君 理事 平 将明君

理事 土井 真樹君 理事 徳田 毅君

理事 富岡 勉君 理事 丹羽 秀樹君

理事 野田 毅君 理事 橋本 岳君

理事 藤井 勇治君 理事 牧原 秀樹君

理事 増原 義剛君 理事 武藤 容治君

理事 森 英介君 理事 山本 明彦君

理事 吉川 貴盛君 理事 大島 章宏君

理事 太田 和美君 理事 川端 達夫君

理事 北神 圭朗君 理事 小宮山洋子君

理事 長島 昭久君 理事 三谷 光男君

理事 柚木 道義君 理事 鷺尾英一郎君

理事 高木美智代君 理事 塩川 鉄也君

経済産業大臣 甘利 明君

内閣官房副長官 下村 博文君

外務副大臣 岩屋 毅君

財務副大臣 富田 茂之君

経済産業副大臣 山本 幸三君

防衛副大臣 木村 隆秀君

経済産業大臣政務官 高木美智代君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 齊藤 雄彦君

政府参考人 (政府参考人) 伊原 純一君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官)

政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 山崎 達雄君

政府参考人 (財務省大臣官房参事官) 森川 卓也君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 川原田信市君

政府参考人 (経済産業省大臣官房参事官) 本部 和彦君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 石田 徹君

政府参考人 (経済産業省貿易経済協力局長) 近藤 賢二君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 石橋 幹夫君

政府参考人 (海上保安庁警備救難部長) 佐々木達郎君

政府参考人 (防衛省大臣官房技術監) 鎌田 昭良君

政府参考人 (防衛省大臣官房審議官) 大古 和雄君

政府参考人 (防衛省防衛政策局長) 熊谷 得志君

政府参考人 (経済産業委員会専門員)

委員の異動

五月十四日 辞任 柚木 道義君 補欠選任 武正 公一君

同月十六日 辞任 武正 公一君 補欠選任 柚木 道義君

同月十八日 辞任 細野 豪志君 補欠選任 小宮山洋子君

同月二十三日 辞任 武田 良太君 補欠選任 徳田 毅君

谷川 弥一君 富岡 勉君

三谷 光男君 長島 昭久君

同日 辞任 徳田 毅君 補欠選任 武田 良太君

富岡 勉君 谷川 弥一君

長島 昭久君 三谷 光男君

五月二十二日

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめる(内閣提出、承認第三号)

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)(参議院送付)

○上田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本件審査のため、本日、政府参考人として法務省大臣官房審議官齊藤雄彦君、外務省大臣官房参事官伊原純一君、財務省大臣官房審議官山崎達雄君、財務省大臣官房参事官森川卓也君、経済産業省大臣官房審議官川原田信市君、経済産業省大臣官房参事官本部和彦君、経済産業省貿易経済協力局長石田徹君、中小企業庁事業環境部長近藤賢二君、海上保安庁警備救難部長石橋幹夫君、防衛省

大臣官房技術監佐々木達郎君、防衛省大臣官房審議官鎌田昭良君及び防衛省防衛政策局長大古和雄君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○上田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○上田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。清水清一朗君。

○清水(清)委員 自由民主党の清水清一朗であります。

本日は、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を延長するについて国会の承認を求めめるの件に関し、幾つかの質問をさせていただきます。

まず、現在の日朝間にある問題は、第一に、日本にとつて重大な関心事であります。拉致の問題が進展を見ない状態で残っております。また、日本及び東アジアの安全保障に大いなる脅威となる核搭載ミサイルの問題があります。六者協議で決まった核放棄への初期段階の措置もいまだ履行されておられません。このような状況の中で、今般、この北朝鮮に対する全貨物の輸入禁止措置を継続するに際し、経産大臣の決意をお伺いいたしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○甘利国務大臣 我が国の北朝鮮に対する対応は、いわゆる対話と圧力、硬軟合わせわざで対応しているわけでありまして、それは、北朝鮮が我が国及び国際社会に対してきちんと誠意ある対応を見せるかどうか、それにひとえにかかっているわけでありまして、我が国が国といたしましては、国際社会が要求している問題に加えて、拉致問題という

大きな課題があるわけでありませぬ。それらを合
わせて、単に対話をするだけではなくて、時に圧
力、時に対話と、合わせわざで取り組んでいると
ころでございます。

北朝鮮の対応を促進させるための国際協調手段
とあわせて我が国独自の手段をとっている、それ
が輸入禁止措置でありまして、国際社会と協調し
てとっている、いわゆる国連安保理決議を受けて
の奢侈品の供給防止と両々相まって、誠意ある対
応を迫ろうとしているわけでありませぬ。

もちろん、対話と圧力でありませぬから、対話も、
六者会合においていつでも我が国は対話に応じる
姿勢は用意しているということを外交ルートで
メッセージを発信しているわけでありませぬ。

今般の圧力カードの延長は、国際社会の要求に
対して、特に我が国の要求に対して誠意ある対応
が見せられていない、我が国はとにかく対話を通
じて、まず拉致問題に誠意ある姿勢を見せてくれ
ということと言っているわけでありませぬが、それ
についての誠意ある対応がないということで、改
めて強いメッセージとしてこれを促すということ
を考えての措置でありませぬ。

○清水(清)委員 ありがとうございます。決意の
ほどをお伺いいたしました。

順次お伺いいたしますが、次に外務省にお伺い
いたします。

先般の六者協議において、北朝鮮がミサイル技
術の不拡散と核の放棄、具体的には核施設の凍結
を受け入れた背景には、アメリカによるパンコ・
デルタ・アジアの北朝鮮資産、約二千五百万ドル
の凍結が最大の効果を示したものと考えておりま
す。アメリカのパンコ・デルタ・アジアの資産
凍結の効果について、外務省としてはどのように
考えておられるか、お伺いをいたします。

○伊原政府参考人 たいま委員御指摘のよう
に、二月の六者会合において、北朝鮮は、初期段
階の措置として、寧辺の核施設の封鎖、活動停止
等に応じるということにしたわけですが、それども、
ああいとお国柄ですから、その決断の背景がいかに

なるものであつたか、なかなか私どもとしても確
定的なことを申し上げるということには難しゅうござ
いますけれども、明らかに、日米を含む各国が
安保理決議の一七二八号に基づく措置、あるいは
日本のような独自の措置を通じて北朝鮮にとつて
圧力と感ずるような措置を講じてきたことが、こ
ういった北朝鮮の決断の背景の一つにあるとい
うふうに考えております。

特に、今委員御指摘の、アメリカ政府が法執行
の一環として、一昨年の九月にマカオにあります
パンコ・デルタ・アジアをマネーロンダリング上
の主要な懸念のある金融機関だということ認定
いたしました、これを受けて、マカオ当局がそこ
にありませぬ北朝鮮関係の二千五百万ドルの資金を
凍結したということは、これは結果的に北朝鮮に
対する大きな圧力となつたというふうにご考
えております。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

既にパンコ・デルタ・アジアの北朝鮮資産の凍
結の解除がなされておりました、ポールはアメ
リカから北朝鮮へ渡つておると考えておられま
すけれども、現在なお滞滞している原因は何であ
るかと、御承知なさつておられるのか、また北朝鮮は具体的
に何を要求しているのか、お伺いをしたいと思います。

○伊原政府参考人 御指摘のとおり、四月十日に
マカオ当局は、この二千五百万ドルについて、こ
れは幾つかの口座に分かれておられるわけですが、
も、口座の保有者が希望すればいつでも資金を受
け取ることができるということを明らかにしてお
ります。そういう意味では、マカオ当局による資
金の凍結というのは既に解除されているというこ
とであると思ひます。

しかしながら、北朝鮮はこれを現金で受け取る
ということではなくて、むしろトランスファー、
どこかに移すということにこだわつておられま
す。いまだに初期段階の措置を実施してない。
現在の北朝鮮の立場は、例えば、今月の十五日
に、北朝鮮の外務省のスポークスマンが次のよう

なことを言つております。資金の送金を実現すれ
ば、直ちに二月十三日の合意に基づく核施設の稼
働中止措置を講ずる用意があると。ただ一方で、
同じスポークスマンは同じ声明の中で、従来のよ
うに資金を自由に送金することができるようにな
らなければならない、これが最初から要求した制裁解除
であるということも言つております。

日本としては、このBDAの問題については、
当事者ではございませぬので、これ以上のコメン
トは差し控えてございませぬ、これまで、い
れにせよ、初期段階の措置の期限はとうに過ぎて
おります。したがって、北朝鮮が今になつて
もこれを履行してないということは大変遺憾な
ことであると考えておられまして、北朝鮮は一刻も
早くみずからコミットしたこの初期段階の措置を
実施すべきものというふうにご考えております。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

同感であります。いづれにいたしましても、
経済制裁が北朝鮮の国家体制にとつて不都合なこ
とでありまして、効果が大きい期待できる外交上
の手段であると評価をしてもよいのではないかと
私は考えるわけでございます。

しかし、今後パンコ・デルタ・アジアの問題を
めぐる決着がつけば、北朝鮮が寧辺の核施設の活
動停止など二月の六者協議で合意した初期段階の
措置を実施する可能性はあると考へられます。そ
れがIAEAなどの国際機関により確認をされれ
ば、北朝鮮に対するエネルギー供与が実施の段階
に入つてまいります。

しかるに、現在のところ、日本はこれに参加し
ないわけでありませぬが、一体どのような国がこの
供与を行うと想定をされておられるのか、お伺いいた
します。

○伊原政府参考人 本年二月の第五回の六者会合
におきまして、今委員御指摘の合意というものが
できたわけでございますけれども、これは、当面
の措置として二つの段階を想定しておられまして、
まず初期段階の措置として、寧辺の核施設の活動
停止、封印、それからIAEAの要員による監視、

検証等が行われる。その見合いで、初期段階の
措置としては、重油五万トン相当の緊急エネル
ギー支援を行うということになっております。

それから、その次の段階ということ、北朝鮮
がすべての核計画の完全な申告の提出と、それか
らすべての既存の核施設の無能力化、これを実施
することに對して、今度は重油九十五万トン相当
の経済、エネルギー及び人道支援を行う、そ
ういふ合意が二月になされたわけでございます。

今御指摘のとおり、日本は、その合意の過程
の中で、拉致問題の進展が見られない今の日朝関係
の現状においては、このエネルギーの供与には参
加しないという立場を一貫してとりまして、この
ことは、六者会合のほかの北朝鮮を除く四力国か
ら認められております。

このエネルギーの支援、これは、初期の五万ト
ン、それからその後の九十五万トンの支援をする
に当たつて、日本と北朝鮮を除く四力国、アメリ
カ、韓国、ロシア、中国ですが、これがどうい
うふうにして、では、この支援をするかというこ
を話し合ひまして、一定の合意を見ております。
その合意というのは、平等と公平の原則に基づい
て、この四力国で支援をするんだ、そういう一般
的な合意が既にありませぬ。

そういう中で、まず初期段階の措置として実施
することになっております五万トンについて、こ
れは三月に行われました第一回目の経済・エネル
ギー協力作業部会というのがございませぬ。この場
で、韓国から、この初期段階の措置としての重油
五万トンは韓国が実施するということを表明して
おりますので、少なくとも初期段階の五万トンに
ついては韓国がやるということが決まつておると
いうふうにご考へていいかと思ひます。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

り支援を行わない、あるいはその後の経済支援も行わないという立場で、それが条件でございませぬ。しかし、このまま不参加の状態では日本が孤立しないか、心配しないわけでもありません。

そこで、お伺いします。

六月にドイツで開催されますハイリゲンダム・サミットでの拉致問題等、北朝鮮の東アジアにおける安全保障上の問題の取り扱いについて、例えば議長総括において触れられるとか、あるいはまた北朝鮮の核放棄への初期段階の措置の早期履行を促す等が考えられるのか、お伺いをしたいと思います。

あわせて、最近におけるロシア、韓国、特に中国の拉致問題に対する態度についてお知らせをいただきたいと思います。

○伊原政府参考人 六月のハイリゲンダム・サミットに向けまして、現在、関係国の中で非常に緊密な協議が行われているところでございませぬけれども、委員御指摘の議長総括につきましては、これは議長国の責任のもとで、そのサミットにおける議論を踏まえた形で発出されるものでございませぬので、今の時点でその内容について予断することはできない性格のものだと思っております。

ただ、政府としては、いい議長総括が出るように、米國を初め関係国と連携して、この北朝鮮の拉致の問題、それから核の問題について、サミットにおいてきちんとした議論をする、そういうことで、いい、力強いメッセージがサミットにおいて発出できるように、今外交努力を尽くしているところでございませぬ。

それから、引き続きお尋ねの、ロシアそれから中国等の拉致問題に対する態度でございませぬけれども、まず、ロシアについては、先般五月三日に麻生外務大臣がロシアを公式訪問いたしましたし、ラブロフ・ロシアの外務大臣と会談いたしました。その際、ラブロフ外務大臣より、拉致問題についての我が国の立場に改めて理解が示されまじた。また、拉致問題等の解決に向けて引き続き日

口間で連携、協力していくということで一致をしております。

それから、中国につきましては、先般の温家宝國務院総理がいらっしゃった際に、安倍総理との間の会談において、総理から、拉致問題について中国の協力を得たいということをおっしゃられたのに対して、温家宝総理より、日本国民の拉致問題に関する人道主義的関心への理解と同情が示されるとともに、必要な協力を提供したいという御発言がありました。また、こういった拉致問題に対する中国の立場は、首脳会談の後に発表されました日中共同プレス発表でも明記されております。

このように、周辺の関係国との間で、私どもは一貫して理解と協力を得るべく働きかけて、いい反応をいただいているということだと思っております。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

議長報告などについては、外務省さん等の御努力が少し報道されているようでございませぬ。

私もいろいろな報道を聞きませぬけれども、報道によりますと、米國と北朝鮮は国交正常化作業部会を設置し、しばしば会談を重ね、外交の実を上げつつあるように思えます。日本の拉致問題に関する北朝鮮との関係がフリーズされていることについて、アメリカ側から何らかのコミットメントはあるのか、お伺いをいたします。

○伊原政府参考人 本年二月の会合において、委員御案内のとおり幾つかの作業部会が設置されました。その中には、非核化の作業部会と並んで、日朝国交正常化のための作業部会、それから米朝国交正常化のための作業部会が設置されておりますけれども、米朝国交正常化のための作業部会は三月に一度行われただけで、第二回目以降というのは今のところ行われておりませぬ。そういう意味では、日本もハノイで第一回の会合を行っておりますので、この作業部会というところで見たときに、米朝がどんどん進んで、日本がやっていないということでは必ずしもございませぬ。

この米朝の三月の作業部会、これはもちろん日本は当事者ではございませぬので、詳細にそのや

りとりについて説明する立場にはございませぬけれども、米國からの説明によりますと、このアメリカと北朝鮮の作業部会において、米國は拉致問題についても相当時間をかけて北朝鮮と議論した。特に、米國は、北朝鮮の将来のためにも、北朝鮮が日本との関係を改善することが重要であるということをおっしゃったというふうに承知しております。

それから、先般の日米の首脳会談、それから外相会談におきましても、ブッシュ大統領及びライス長官から、拉致問題に関する日本の立場に対する変わらぬ支持の表明があったところでございませぬ。

残念ながら、北朝鮮は拉致問題は解決済みなどとして、何らかれまで誠意ある対応を見せておりませぬけれども、我が国としては、拉致問題の解決に向けて、引き続きアメリカと緊密に連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

ただいまの御答弁にもありましたように、国交正常化作業部会におきまして、今やめておられるようですけれども、ホワイトハウスの国家安全保障会議の日本・朝鮮部長であったビクター・チャ氏は、米朝国交正常化作業部会において、拉致問題の解決が米朝国交正常化の条件になると金桂冠氏に言明したと言われておりますが、また、その反面、同時に、日本側の拉致問題での具体的な要求が明確でないとも漏らしておられます。実際に、我が国の北朝鮮への要求はどのようになってくるのか、もう一度お伺いをいたします。

また、あわせて、アメリカの核の問題に対する許容範囲はどこにあるかと考えておられるか、お知らせください。

○伊原政府参考人 ビクター・チャ氏の発言について報道では承知しておりますけれども、特に彼の発言について政府として具体的にコメントをすることは差し控えていただきたいと思います。

ただ、その報道の中にあります、我が国の要求が具体的にない、明らかでないという点については、日本としては非常に明快な要求がかねがねらしてあります。繰り返して申し上げます、北朝鮮に対して、すべての拉致被害者の帰国、それから真相の究明、それから拉致実行犯の引き渡し、これを引き続き強く求めていくというのが日本の非常に明確な立場でございませぬ。

それから、もう一つお尋ねの、アメリカが核問題について許容範囲をどこに置いているか。恐らく委員の御質問は、不拡散ということではないのか、核撤廃なのかということであろうかと思っておりますが、この点、アメリカの立場は非常に明快でありまして、北朝鮮による核保有は断じて容認できないという立場をアメリカは堅持しております。

例えば、昨年の十月十九日に日米韓の三方国の外相会談が行われましたけれども、その外相会談でも、三方国の間で、北朝鮮による核保有、核実験は断じて容認できないということを確認しております。それから、六者会合においても、そもそも二〇〇五年九月の共同声明において、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄するということが六者会合の目指す目的であるということも明記されております。

したがって、アメリカが、北朝鮮による核の不拡散のみで、不拡散を防止できればいいとしているのではないかと御懸念は当たらないというふうに考えております。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

私どもの感覚ではやはり核の不拡散、つまりは、六者協議でも、チェックすべきところが、核を抽出した、あるいは弾頭を載せたミサイルの上の核物質、ここまでチェックをしないように思っております。私どもの考えとは違ったように思っております。しかし、アメリカが、米本土の安全保障あるいは不拡散も防止したいということであるならば、私どもも心配するのは、今後とも、幾ばくかの核搭載ミサイルが日本を脅かし続ける可能性があるのでは

はないか、こう思うわけでございます。

その点につきまして、そう思うからでございますけれども、北朝鮮が今後持つであろう我が国へ届く性能を持つミサイルの数が何発程度であるか想定しておられるのか。あるいは、SM3あるいはPAC3等のミサイル迎撃システムが我が国は何基ぐらい配備しているのか。例えば、我が国に対して北朝鮮から二十発のミサイルが発射された場合に、間に合うだけの数が確保されているかどうか。これは防衛庁さんにお伺いをしたい、こう思っております。もし、間に合わない場合があると思えば、将来、何か研究しているものがあるのかどうか、その点についてもお伺いをさせていただきます。

○鎌田政府参考人 お答え申し上げます。

まず最初の、北朝鮮の弾道ミサイルについてのお尋ねでございますけれども、北朝鮮が既に配備していると考えられる弾道ミサイルのうち、ノドンにつきましては、射程千三百キロに達すると見られておりまして、この射程を前提にすれば、我が国のほぼ全域が射程内に入ることになります。それでは、北朝鮮が実際にこのノドンミサイルを何発持っているかということがポイントでございますけれども、この点についてはさまざまな指摘があるわけでございますけれども、先生御存じのように、北朝鮮の閉鎖的な体制等を踏まえると、なかなか断定的なことは申し上げられないということがあります。

その上で、御参考までということでお聞き願いたいんですけども、二〇〇六年の三月に、ベルという在韓米軍司令官が米国の上院軍事委員会で証言をしております。その証言の中でベル在韓米軍司令官は、日本に到達可能な射程千三百キロである二百発ものノドンミサイルを保有している、こういうふう述べているところでございます。最初のお尋ねの、日本に届くミサイルが何発あるかということ、そういうことだと思っております。

次に、委員の方から、我が国のBMDシステム

についてお尋ねがございました。

我が国は、平成十六年度から弾道ミサイル防衛システム、これは今、私申し上げましたようにBMDシステムというふうな称しておりますけれども、その整備を行っております。平成二十三年度までに順次配備を進めているところでございます。実は、このBMDシステムの中には、BMD用のレーダー、それから指揮統制システム、C³Iと呼ばれるシステムも含まれております。

ミサイル迎撃システムでございますけれども、ここについて申し上げますと、下層用、これは大気圏突入時に撃つというものでございまして、これも、下層用の迎撃システムであります。パトリオットPAC3ミサイルと、大気圏外、上層で撃つ迎撃システムであります。SM3ミサイル搭載イージス艦の整備を考えておりました。このうち、パトリオットPAC3につきましては、平成二十三年度までに十六個高射隊、一高射隊にPAC3の発射機二機を整備するというところでございまして、合計で三十二機の発射機、ランチャーを整備いたします。それから、SM3搭載イージス艦につきましては、平成二十三年度までに四隻を整備する計画でありまして、今申し上げますPAC3につきましては、既にことしの三月、最初のPAC3を埼玉県人間に配備したところでございます。

なお、先生からお尋ねのありました米軍につきましましては、パトリオットのPAC3が沖縄の嘉手納飛行場に配備されるとともに、SM3ミサイル搭載イージス艦シャイローが西太平洋地域に展開しているというふうな承知しているところでございまして、

そこで、なかなか、我々のBMDシステムと個別の具体的な能力についてお示しすることは、我が方の手のうちを明らかにする話になりますので、具体的なお答えは差し控えていただきます。思いますけれども、そもそも、先ほど申し上げましたように、SM3というのは搭載イージス艦、及び、パトリオットのPAC3というのはは多

目標の対処を念頭に置いたシステムでありまして、これらによりまして、多層防衛、もちろんの類、飛翔状況などによって迎撃に差異はあるわけでございますけれども、複数の弾道ミサイルが我が国に向け連射された場合であっても、対処することが可能だということでございます。

先ほど、ランチャーの数については申し上げましたけれども、ミサイルの保有数については、手のうちを明らかにする話になりますので、お答えを差し控えていただきたいと思います。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

将来、これからという面もあるように理解をさせていただきますけれども、これからは、実際に今まで制裁があったその効果についてお伺いをさせていただきます。

はしよってまいりますので、少し違いかもしれませんが、昨年十月に北朝鮮からの輸入の全面禁止措置を実施し、それらの措置は対北朝鮮の貿易実績にどのような影響を与えたのかをお伺いしたいと思います。

また、輸入禁止措置後、しばしばアサリ等の話題が出てまいりました。北朝鮮産品が中国等の第三国を経由して輸入されることとなつては、我が国の措置の効果も薄くなるわけでございまして、経済産業省としてどのような迂回輸入対策を実施しておられるのか、お伺いをいたします。

また、北朝鮮に対して、我が国単独で実施している輸入禁止措置に加え、国連決議に基づく奢侈品の輸出禁止措置が実施されておりますが、その効果はどれほどなのか、あわせてお伺いをさせていただきます。

○石田政府参考人 お答え申し上げます。

輸入全面禁止措置以前の二〇〇五年は、北朝鮮からの輸入実績百四十五億円というところでございました。これは、北朝鮮の輸出全体に占める割合ということで、約一割に相当するものでございまして、こうした中、輸入全面禁止措置を講じたとい

うことで、昨年十二月以降、北朝鮮からの輸入実績はゼロとなっております。本措置により北朝鮮の外貨獲得能力を一定程度減殺しているものというふうな考えております。

それから、迂回の問題につきましても、近隣諸国を経由した迂回輸入、これを確実に防止することは極めて重要だというふうな考えてございまして、こうした認識から、政府といたしましては、輸入禁止措置発動以降、関係省庁間でこの迂回輸入防止のための会議を開催するなど、関係省庁の連携を図ってきているところでございます。

経済産業省といたしまして、迂回輸入を隠蔽するための原産地の虚偽表示について、外為法の無承認輸入あるいは不正競争防止法の不正競争行為として厳しく取り締まるべく、関係省庁と連携しつつ、厳正に対応することとしております。また、第三国からの輸入動向、輸入データの監視につきましても強化を図っております。

それから、最後に御質問のございました奢侈品の問題でございますけれども、昨年の安保理決議に基づきまして、昨年十一月から奢侈品の輸出を禁止しておりますけれども、この品目については、主に北朝鮮幹部が使用する、あるいはその部下に支給することが想定されるものとして、乗用車、たばこ、酒類など合計二十四品目を選定しております。

措置後、現在に至るまで輸出の実績はございませんし、また、本措置は国際社会が連携して講じている措置ということでございまして、北朝鮮幹部に対して対応を促す政治的なメッセージとなつてはいるのではないかと考えております。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

最後に、財務省と法務省にお伺いします。資金の流れが漏れていくということがあってはいけないので、この資金の流れに關しまして確実に防止していくことが必要であると考えておりますが、資金の面ではどのようなようになっておるか、財務省さんにお伺いします。

また、特別永住者等の在日の朝鮮籍の方々が親戚訪問や墓参り、観光等のために北朝鮮へ渡った場合、我が国への再入国についてどのような規制があるのか、入管特例法との関係も含めてお伺いをいたしたいと思います。

○山崎政府参考人 北朝鮮に対する資金面での対応の現状でございますけれども、国連の安保理決議に基づきまして、北朝鮮の核、その他大量破壊兵器等に関連する十五団体、一個人に対する資金移転防止措置を昨年の九月から実施しております。これまでのところ、措置の対象のうち二団体の口座が本邦の金融機関にあることが判明いたしました。同口座を凍結しております。

また、これと別に、我が国独自の措置として昨年十月から実施している北朝鮮からの輸入の全面禁止措置に合わせまして、金融機関に対して、輸入代金の決済が行われることのないよう確認を徹底するように要請しております。

またさらに、こうした措置の確実な実施を図るために、外国送金を行っているすべての金融機関に対しまして、その実施体制を集中的に検査したところでございます。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。

在日の北朝鮮当局の職員から北朝鮮を渡航先とした再入国許可申請があった場合には、原則としてこれを認めないということしております。

また、それ以外の在日の朝鮮人の方々のうち特別永住者の方々につきましては、いわゆる入管特例法十條二項に、特別永住者に対する入管法二十六条規定の、再入国の許可の規定の適用に関しまして、特別永住者の本邦における生活の安定に資するとのこの法律の趣旨を尊重するものとするというふうな規定がございます。その趣旨から、そのような方々につきましては再入国を一律に規制することは困難ではないかというふうな考えっております。

しかしながら、そのような方々も含め、北朝鮮を渡航先とした再入国許可申請をされた方や、出国手続において北朝鮮を渡航先として出国しよう

とするすべての方に対しまして、渡航自費を要請する文書を交付するなどして、北朝鮮への渡航自費を要請しているところでございます。

以上でございます。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

いづれにいたしましても、拉致問題を解決するために、粘り強く、意志強く、我が国の経済支援という最大のカードを大事に使って核を放棄させた上で、他の五者と協議をしながらこの問題を解決する努力が必要だと思っております。

そんな感想を述べまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○上田委員長 次に、後藤齋君。

○後藤(齋)委員 民主党の後藤齋でございます。

先ほど、清水議員の方から拉致にかかわる北朝鮮制裁の関係についていろいろお話がありました。大臣、せっかくの機会なので、先週一週間、大臣はヨーロッパ、特にフランス中心だということにお聞きしていますが、WTO交渉、〇一年の十一月、ドーハの閣僚会議からスタートして五年半以上が経過しているところで、その中で、本

当は〇五年の末に一度、交渉期限ということを設定して、それを延ばさざるを得なかった。〇六年の十二月もそうだった。あわせて、今回は、この十二月に一応また三度目のタイムリミットを設定してやっている。

私も、実は十数年前になりますけれども、ガッツトの最終局面で、特にWTOの九五年設立の合意も含めて対応させていたことがございまして、今ではWTOですが、当時、ガッツト体制というのは、戦後のIMF体制と並んで、昔のような保護主義、ブロック経済というものを何としても防いで世界じゅうの貿易の秩序をつくるということとで、非常に正しい方向性だったと思っております。

実は、最近ちょっと気になっているのは、二国間の、いろいろなブロックの協議も、当然我が国も積極的に進めようとしているものもございまして、ただ、基本は、今百五十カ国が参加しているWTOがどんな形で、ベイスの貿易、サービスも

含めた秩序をつくっていくかというのがやはり基本でなければいけないというふうに私自身は考えております。

その中で、〇一年の十一月から今日に至るまで、ある意味では、半年近くしかない三度目のデッドラインに向けて、大臣が一生懸命、国会の合間、いろいろな公務の合間を縫いながら、交渉も公務ですが、御出張なさっていることは十二分によくわかってはいますが、やはり余り見えてこないんです。行ったときには新聞に少し書かれま

すけれども、全体どんな流れでいるかというのが、私自身の勉強不足もあるかもしれませんが、やはり国民に向けてもきちっとしたメッセージを、いろいろな国がどのような状況にあるかというの、大臣として説明していただきたいというふうに思いますので、現状と今後の見通しについて、大臣から御答弁をお願いしたいと思います。

○甘利(利)大臣 先生御自身も、農水省時代、いわゆる通商交渉、WTO交渉の現場で大変御苦労された御経験をお持ちということを私も承知しております。

昔の私の記憶をたどりまして、WTO、世界全体の交渉があつて、エリア交渉があつて、個別交渉があつて、日本は、とにかくWTO、世界ルー

ルをつくるのが先であつて、余りエリアとか二国間というのは、それをやっていくとこつちがなおざりになるといふようなことを普通商関係者から言われたことを思い起こすんですけれども、実はそうしている、世界の潮流は、多国間もあればエリア間もあれば二国間もあれば、手をかえ品をかえ、関税そして関税外障壁を取り除いていくという競争になってきたわけでありまして、これはいろいろな組み合わせで確かにいいんだと思

います。しかし、最終的にはWTO交渉が一番のメインであります。

この交渉の中で、先生御自身も今までの経験でお感じになっていらっしゃると思うんですけども、必ずどこかリードしていく国がありますね、インナーメンバーがあつて。要はインナーメン

バーから外れちゃつて、決まったことだけ通告されるというのが一番都合が悪いわけでありまして。特に農業問題について議論はほとんど参加できないままに何かが決まって、こういうふうな決まりましたから、嫌ならもう脱会するしかないです。みたいなことになつちゃうのが一番まずいわけ

あります。

ですから、インナーメンバーにどうやって、招かれざる客であろうとも乗り込んでいくかということがかぎなのでありまして、御案内のとおり、今はいわゆるG4主流体制ですね。アメリカ、EU、ブラジルそれからインド。そのうちG4と大きい枠にG6という、日本とオーストラリアが入っている枠組みがある。

ですから、我々としては、G4を開くならG6を開けたいことをいつも言い続けているやらないです。呼ばれなくなつて、はつきり申せば、出かけていって、チャンスあらばそこに突っ込んでいくということをやらなきゃならない。これは、いわゆる事務レベルでもそうですし、閣僚レベルでもそうなのかなんてですね。

G4メンバーの中で、G6でもいいじゃないかと申すところもあれば、国の数が多くなればなるほど話はまとまらないよ、ややこしくなるから、とにかくインナーメンバー、G4でまとめて、それを後で、こうしてくれ、協力してくれと言えはいいじゃないかという主張の国もある。ですから、日本としては、日本が入らなきゃいよいよということをやつて言わせるかということなんではないかと。

これに続いて理解をしてくれている国も当然次第に出てきているわけでありまして、余り交渉の中身を言うのは、まだ交渉の駆け引きの最中でありまして、どうにかと思つて、インド等は、日本が参画することについて、日本を入れるべきだという主張を一生懸命してくれているわけです。

ですから、ここへ来る前に、インドのナート大臣と公邸と一緒にあの辛いインド料理を食べて、それで十五分前にここに来たのでありますけれど

入が禁止をされている部分、中国や韓国、四月にはミャンマーと正式に国交正常化をして、貿易が再開をしたというふうな報道もございました。以前大臣が、奢侈品、ぜいたく品の二十四品目を指定するときに、やはり、日本だけでやってはだめなんだ、各国と協議して、できるだけその品目も同じようなものを指定しなきゃいけないんだということ、去年の十月か十一月に報道で記者団にお答えになっています。

半年たった中で、むしろこれからの半年というのは、輸入も禁止するわけですからゼロが続く。二十四品目のいわゆるぜいたく品も輸出を禁止するということは当然継続するわけですから、北朝鮮から見れば、経済的、特に貿易のウエートは減っていくということ。

それが本当にその経済制裁の効果を生むかどうかということ、関係国、その周辺国も含めて、特に周辺国の中国や韓国等も含めて、そういう枠組みを、WTOを私があえてお聞きしたのはそれにちよつと連動させたかたんですけれども、そういう形をつくっていかねければ、結局、日本がやっている経済制裁というものは、去年スタートしたときには有効だったものが、これから半年間は、多分、以前の半年以上に経済的な効果は少なくなるとも減少を、要するに、もう代替が進んでいるという指摘もあるというふうな思っています。

まず、なぜ半年なのかということ、あわせて、輸入禁止措置をとったにもかかわらず、この半年間、どんな違反事例があったのかということ、端的で結構ですから御答弁いただけますか。

○石田政府参考人 今回、この輸入禁止措置を半年間について延長いたしましたわけでございますけれども、この半年という意味は、北朝鮮籍の船の日本への寄港の禁止という措置と連動しているわけでございますが、その船舶の方で、これは、我が国の安全、平和に与える影響というのを評価する期間として約半年ぐらいが必要だろうということ、法律上、ある程度の期間を決めなければいけないということ、最初のときにも六カ月間とい

うことを決めただけでございます。外為法に基づくこの輸入の全面禁止措置も、それに準じる形で半年間ということにさせていただきます。それから、後の方で御質問のございました、この輸入の禁止措置に対する違反行為の点でございますけれども、確かに、この措置を講じて以降現在までに、北朝鮮からのアサリでありますとか、あるいは北朝鮮において加工いたしましたステンレス継ぎ手、これを外為法の輸入承認を受けずに輸入したと疑われる事案が現在捜査を受けてございます。

もとより、我が国独自の措置として導入をした輸入全面禁止措置でございますので、特にその実効性を高める観点から、近隣諸国を経由した迂回輸入の防止というのは非常に重要な課題であるということ、これを認識をいたしております。そういう意味で、関係省庁の連携協力を強化してきていますけれども、ございませぬが、こういう事案の捜査というものは、そうした厳格運用あるいは取り締まりの結果出てきているということも申し上げられようかと思っております。

今後とも、引き続き関係省庁と連携をしながら、厳格な運用に努めてまいりたいというふうな考えをしております。

○後藤(斎)委員 大臣、関係国とのいろいろな連携が必要だというのは、このぜいたく品、いわゆる奢侈品の、我が国は二十四品目で一番早く指定をし、一番早く二十四品目の輸出禁止をしております。

昨年の安保理の決議以降、各国がいろいろな形でぜいたく品をリスト化して輸出禁止をしているというふうなことでありますけれども、先ほども触れさせていた、できるだけ関係国が同じような品目や同じような禁輸措置をしていくことが望ましいというお話を大臣がしていました。

実は、例えばカナダなんかは十六品目でありまして、アメリカも、我が国がやって、少しおくれでことしの一月、EUはことしの三月末ということ、お隣の韓国にしてもインドにしても、まだ

いわゆるぜいたく品リストの作成中ということに制裁委員会に通知しているということで、こんなにはばらばらだと、本当にその経済制裁の意味、外務省からの御説明をお聞きしましたが、特に、このぜいたく品の部分は、国連決議に基づいて、各国が協力しながら、協調しながらやるということ、いわゆる輸入禁止であるとかの部分、我が国独自の措置だということだと思っております。

大臣、この部分をもう少しいろいろな働きかけをしながら連携をしなければ、先ほど申し上げましたように、本来の経済制裁という目的がやはり達成できないというふうな思っています。その点についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○甘利国務大臣 おっしゃいますように、国連決議に基づく制裁は、基本的には、合意したことは国連加盟国の義務でありますから、みんな勢ぞろいしてやるというのは当然であるし、効果も高い。今のところ、これに参加している国は七十カ国ですから、全加盟国でいえば三分の一弱。特に、アフリカがなかなか、こうしましたということの報告がないようですが、やはり途上国はそんなことどころじゃなくて、自分の国をしつかり運営していくので手いっぱいというところもあるのかもしれない。

それで、七十カ国にせよ、どうもいろいろな外務省のインナー情報を聞いてみると、結構これはきていると。日本は、国連決議に沿っては奢侈品の輸出、それから、独自には輸入の全面禁止。これによって、少なくとも、日本に対しては外貨を稼ぐという手だて、あるいは、奢侈品を通じて軍幹部等の士気を高揚させるといったことについては相当減殺するプレッシャーがかかっているというふうな承知をいたしております。

BDAの二千五百万ドル、たかだか三十億、国ベースの金額としては小さな金額であれだけ大騒ぎをしないやらないというのは、やはり相当切迫している事情に迫り込まれていて、確実に効果が上がっているのではないかとこの思っています。

おります。

○後藤(斎)委員 残りあと五分になってしまいました。話がちょっと飛びますけれども、いわゆるレアメタルや金、ウランも含めて、いろいろな資源というものは、これから国が関与をしながら開拓もしていくというお話を、資源外交という部分で大臣に以前させていただきました。今回、北朝鮮の話をいろいろ調べていたら、旧満州の部分に、中国との国境沿いのようにすけれども、無煙炭であるとか金であるとか、いわゆるレアメタルがかなりあるというふうな記事をたくさん見ました。

もしかして、もちろん拉致の問題の解決、平和という問題が前提としてあることは当然ですが、やはりこれから多国間の部分でいろいろな貿易やサービスのルールができていく、いずれ国際社会に北朝鮮も復帰できるような状況に、私はできるだけ近い将来なつてほしいというふうな当然思っていますけれども、そういう中で、やはり資源全体というものは世界じゅうを見ながら当然バランスよく、石油の中東依存度をもつと低めていくという話ももちろんありますし、同じように、中国だけがレアメタルを生産、資源賦存量は世界で有数、トップだというふうな言われていますが、やはりそういう資源的なものもきちつと、少なくとも、今国交がない、しかし、いろいろな衛星情報網やデータをきちつと検証していくということ、いずれの時代、必要になると思っております。

その点について、北朝鮮の旧満州の部分でのレアメタル等の資源がどのような状況になっているか、簡単に結構ですから教えてください。○本部政府参考人 北朝鮮におきましては、金と、無煙炭を含みます石炭、タンクステンなどのレアメタルの生産が行われているものと認識をしております。しかし、何せ情報統制が厳しい国柄でございますので、詳細な実情の把握は困難でございます。

そのうち、埋蔵量につきましては、石炭は二〇〇四年の世界エネルギー会議報告書によりますと

六億トン、タングステンは米国の地質調査所によりますと二〇〇六年に三万五千トン存在するものとされており。

生産量につきましては、石炭につきましては、IEAによれば二〇〇五年時点で二千四百萬トン、金属は、同じく米国の地質調査所によりますと、二〇〇四年時点で金が六トン、タングステン六億トン、亜鉛六万二千トンというふう聞いております。

○後藤(斎)委員 大臣、もう時間も少ないので。今お話をいただいたような形で、少なくともそういう資源の状況は北朝鮮もあると。

私、いつも思っているのは、一方でやはり中国は今非常に、資源外交を含めて、もちろん共產主義の国ですから、国が主導的にいろいろな資源外交をしている。輸出制限も含めて許可制でいろいろなものを、特に資源の部分はしている。それはWTOの中でもいろいろな御議論が多分あると思うんですね、こういう輸出制限や輸入制限に対して、やはり私は、全体を見据えた中でWTOの交渉、特にそういう輸出制限、特にその国の平和や安全保障に直接かかわるかどうかという議論とそうではないという部分を分けてやれば、レアメタルみたいなもののきちつとした資源の交渉のあり方というものも、特に中国ということに対して見ても、きちつとしたことがWTOの場でも言っているのではないかなというふうには実はちよつと思っております。

そういう意味で、資源外交というのは、当然中東からの石油依存度を減らす、ウランのオーストラリアやカザフスタン、ウズベキスタンに大臣が行かれてきちつとした交渉をしてきた、やはりもっと多角的にやっつけてほしいということも含めて、ぜひこれからの大臣の資源、特にエネルギー資源の安定確保に向けての決意を最後にお尋ねしたいと思えます。

○甘利国務大臣 先生御指摘のように、レアメタルの制限貿易的な取り扱いがWTO上提訴対象になるのかという疑問、できるのかという思いを持

ちまして、ちよつと調べさせたいんですが、一般資源はどうかわかりませんが、レアメタルについて安全保障上の枠組みということで主張されると、なかなかこれはWTOのパネル云々というのは難しいです。そこで、中国は需給のコントロールをかけながら高値維持をしているわけですね。

北朝鮮にも、それはべらぼうに多いわけじゃないでしょうけれども、レアメタルが存在するそうです。おっしゃるとおり、あるベルト地帯があるんですね、中国に向けて。韓国には、何かそこは途切れて、ないらしいんですが、ですから、もちろん、懸案の課題がみんな解決されれば資源貿易、資源外交をやっていくべきことは当然であります。また、時間がかかるでしょうから、そういう問題解決までにはまだ少し道のりはあるでしょう。

その間、では、一極依存ではなくて、例えばカザフは希少金属類も全部ある、ウラン以外だつてたくさんあるよという話ですし、オーストラリアもカナダもそうでありましょうし、調達の多元化を図っていった一極集中を排する、それで高値維持政策に対抗していくということは大事な政策だということふうに思っております。

○後藤(斎)委員 時間が来ましたので、以上で終わります。ありがとうございます。

○上田委員長 次に、長島昭久君。

○長島(昭)委員 民主党の長島昭久です。

今日は、理事のお取り計りをいただきまして、初めて経産委員会で質疑をさせていただきましたことになりました。よろしくお願ひいたします。

北朝鮮に対する制裁、昨年の十月十四日から実施をして六月月の期間が過ぎるといふことで、先日の四月十日に、制裁措置のさらなる六月月延長、こういうことが閣議決定されました。それを受けての国会承認のための審議というところで、きょうは、我が国独自の制裁並びに国際社会全体で取り組んでいる制裁、北朝鮮に対する今やっつけている制裁がどの程度所期の目的を上げてきている

のかきていないのか、この点についてなるべく多角的に質問をさせていただきたい、このように思いますので、よろしくお願ひいたします。

御案内のとおり、昨年の七月五日に北朝鮮がミサイルを七発連射いたしました。その後、まず最初の独自制裁を我が国は発表いたしました。万景峰92号の入港停止を初めとした六項目の制裁を発表して、直ちに実施に移した。これも六月月の期限でありました。そして、九月十九日に、このミサイル発射を受けての国連決議一六九五に基づく北朝鮮の大量破壊兵器開発に關連する十五団体、一個人を対象にした金融制裁を我が国は発動いたしました。

にもかかわらず、十月九日、北朝鮮は核実験をやったというふうに表示いたしました。各国、様子を見ていたのでありますが、失敗に終わったようでありますが、やはり意図して核実験を行ったのであろうということ、それを認めた。そして、それに対する我が国の措置ということで、十月十一日に、全面的な禁輸措置を含む三項目の追加制裁、そして、これが最初にやっった制裁の六月月の期間を吸収する形でさらに六月月、こういうことになりました。その後、国連決議が十月十五日に出まして、十一月十四日に一七一一に基づき奢侈

品、ぜいたく品と、さらに大量破壊兵器関連物資の輸出禁止措置。今まで四回にわたって北朝鮮の挑発的な行為に対して我が国は制裁を行ってきたわけでありました。

今回、国会承認がかかっている制裁は、一つは北朝鮮船舶の全面入港禁止、それから北朝鮮からの全面輸入禁止、そして北朝鮮籍の人間の入国の原則禁止、この三つであります。

きょうは、この三つを中心に、大臣に質疑をしたいというふうには思っております。

まず、総論として、この制裁措置の実施のま

さに一翼を担っておられる経済産業大臣として、今回の一連の我が国のとった制裁、あるいは一七一一、一六九五に基づいて国際社会が今行っている制裁、この目的とそれに伴う効果、これを今、経

産大臣としてどのように見ておられるのか、御見解をまず冒頭に承りたいと思えます。

○甘利国務大臣 北朝鮮は、国際社会からの非難にもかかわらず、あるいは禁止にもかかわらず、ミサイル実験、核実験を強行し、そして、我が国でいえば、拉致問題について、一部対応はしましたけれども、それ以降何ら誠実な対応をしてこないということ、国連決議に基づく制裁と、それから我が国独自の制裁を行っているわけであり

ます。

安全保障上の問題でミサイルや核関連は大きな問題、輸出禁止に關しては、北朝鮮の軍部体制の幹部の士気高揚を図る手段を断つということにかなり貢献をしていると思われま

すし、輸入の全面禁止措置、禁止時点でいえば、年間ペースで百四、五十億だったと思えますが、この外貨の獲得措置を断つたわけであり

ます。

これがどのくらいいきいているかという判断は、実は情況証拠ではかるしかないんだと思

います。しかし、BDAの三十億の凍結措置、国家予算レベルでいえばたかだか三十億にそれだけ大騒ぎをしなきゃならないということは、相当せつぱ詰まっていますということが客観的に言えるのではないかなというふうには思っております。

もちろん、一つは、三十億という金額にすら困っているということ、それからもう一つは、貿易の決済システムから外れちゃっているということですから、そのこと自身で貿易を円滑にする手段が失われているという、この二重の痛手もあつて騒いでいるんだとは思いますが、いずれにいたしましても、外務省等からのいろいろな話を聞きますと、本当に金銭的には困つてきている状態、それは、この一連の制裁措置が直接、間接きいていることは間違いないというふうな情報を得ております。

○長島(昭)委員 私もそれを願っているんですが、制裁の効果については、一つ大きな指標があるとすれば、それは、北朝鮮が拉致問題も含めて

誠実に対応しているのかどうか、ここがやはり一つこの制裁の目的だったと思うんですね。

もちろん、今大臣がおっしゃったように、二千五百万ドル、あの松坂の契約金に比べたら随分少ないと言う人もいますけれども、しかし、あの金額で北朝鮮の指導部がいろいろな側近たちをある種籠絡してきた、こういう事実がありますので、非常に彼らにとつては必要なお金だったということとは間違いないんです。

今大臣おっしゃったように、国際的な決済システムからある種締め出されてしまったというのがやはり一つ大きいんだらうというふうに思うんです。にもかかわらず、このBDAの問題を盾にとつて、北朝鮮はまだ六カ国合意に基づく履行義務を果たしていない。その履行義務、六十日間を超えてからも既に一月以上が優にたつている、こういう状況でありますから、誠意ある対応を促すてにはなり切っていないという点は、私は、もう一度大臣にも認識をしていただきたい、このように思うわけであります。

そこでなんですが、これは、きようは官房副長官にお見えたので、官房副長官にあえて伺いたいと思うんです。

そういうことで、各種制裁を試みているんですが、この二・一三の六カ国合意の履行を拒み続けている北朝鮮の現状があるわけですね。今回、制裁措置を六カ月延長したんですが、これを単なる延長ではなくて、追加的な制裁も必要ではないかという議論が政府部内であったのかなかったのか。あつたとすれば、どのような選択肢が検討されたのか。最終的にはそれを採用するに至らなかった理由は一体何なのか。差し支えない範囲で結構ですが、もし明らかにしていただければありがたいと思います。

○下村内閣官房副長官 お答えいたします。

長島委員御指摘のように、拉致問題、そして核実験が行われたであろうこと、そしてミサイル、六カ国協議の後を受けた北朝鮮の対応、これが進展していないということの中で、安倍総理が、経

済的なことを含めた追加措置も行うこともあり得るということとは、いろいろなところで発言をされておられます。

しかし、内容については、現時点では申し上げるような段階ではございませんので、お答えすることはできませんが、状況の中で判断していくということでお許し願いたいと思います。

○長島(昭)委員 余り相手にカードを見せ過ぎるのもよくない、これは外交の戦略上の問題だと思えますので、私はここはあえて踏み込んで伺いませんけれども、輸出もまた全面的に禁止されておられませんし、パチンコマネーを初めとして、送金で相当、これはさっきの二千五百万ドルどころじゃないですよ、年間百億円と言われていますから、そういう意味では、かなりまだまだやれることが我が国にはあるんだらうと思えますが、その辺は総合的に判断をしていただければいいと思えます。

さて、それで、今回の制裁措置が具体的にどういう形で行われてきたかということ、きようは、それぞれ所管の副大臣にあるいは担当者にお見えた、聞いていますので、一つ一つ伺っていきます。

まず、国交省に伺いたいんですが、入港禁止措置は、ミサイル発射の直後は万景峰号というあの特定の船舶だけに絞った制裁でありましたけれども、十月十一日の第三次の制裁では、これが北朝鮮籍全体に広がりました。これによつてどのくらい制裁のインパクトが強まったのか、これは、国交、副大臣お見えですか、それとも担当者でも結構ですが、制裁レベルを引き上げたことによつてどのくらいインパクトが強まったのか、何か具体的な指標があれば、お伺いしたいと思えます。

○石橋政府参考人 平成十八年十月十四日以降、北朝鮮船舶の本邦港湾への入港は一切確認されておらず、入港禁止措置に係る違反事案というのは確認しておりません。

○長島(昭)委員 もう一回聞いてください。

万景峰号だけに向けた制裁から、そのレベルを上げた、上げたことによつてどのくらいの効果が出たのか、比較していただきたいんですが。

○石橋政府参考人 北朝鮮船舶の特定港への入港実績を見ますと、平成十七年に七百六十九隻で、平成十八年は制裁までの間に六百六十六隻が入港しておりまして、その後、制裁発動後は入港実績はございません。

○長島(昭)委員 私、手元にデータがありまして、万景峰号は年に大体十五、六回という数字があるんですね。十五、六回程度行ったり来たりしている。

今御紹介がありましたように、これは、北朝鮮籍全体に広げることによつて、過去五年のデータを見ると、一番多い年で千三百四十四回、一番少ないのが去年になるわけですけども六百十六回。こういうことで、十五、六回だったものがそれだけ大きなインパクトを持つてきているということなんだろうというふうに思います。それが今ゼロになったということは、相当、これによつて交易を行つている、いろいろなものを運んでいる、人物、金を運んでいるんだらうと思えますが、北朝鮮にとつてはかなりダメージが来ているんじゃないだろうかとこのように予測をします。

しかし、もう一言申し上げると、北朝鮮からの物資や、人や物や金を運んでくる手段というのは、北朝鮮籍の船舶だけではないですよ。それ以外の船も当然あるわけですけども、そのような船舶は今のところ野放しになっているのかどうか。制裁の実効性が問われると思うんですが、その点いかがでしょうか。

○石橋政府参考人 海上保安庁では、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき船舶保安情報をもとに立入検査を行い、

直近の過去十港以内に北朝鮮に寄港した船舶を確認しており、北朝鮮籍船舶の我が国への入港が禁止された平成十八年十月十四日から本年五月十六日までの間、我が国に入港した北朝鮮籍船舶以外

たことを確認しております。

また、立入検査によりまして、北朝鮮寄港について虚偽の通報をした船舶二隻を確認しております。

○長島(昭)委員 今その二隻の話をお伺おうと思つたんですが、最近の報道で、三月三十一日の産経新聞に出ておりますが、今おっしゃった迂回輸入の可能性、これを行つた可能性のあるアサリを積んだ船が入港をした、それについて捜査当局が立入検査をしたという報道があるんですが、この事例についてももう少し詳しく御説明いただけますか。

○石橋政府参考人 本年三月八日、中国籍の貨物船「ハイシン」三が下関に入港するに際し、徹底した立入検査を実施した結果、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき海上保安庁に通報した船舶保安情報に虚偽の内容を認めたことから、同法違反で摘発しました。さらに、本件に関連し、山口県内の水産物輸入会社役員等が本年二月に同船を使用して、北朝鮮を船積み地とするアサリを水産物輸入会社役員等九名を外国為替及び外国貿易法違反で摘発しております。

また、本年四月十一日、下関に入港した中国籍貨物船「リヤオチャレン」の立入検査を実施したところ、同船が本年三月八日に下関港に入港するに際し、先ほどの法律に基づきまして海上保安庁に通報した船舶保安情報に虚偽の内容を認めたことから、同船の船長以下乗組員九名を同法違反、虚偽通報で摘発しております。現在、本年三月に同船を使用して、北朝鮮を船積み地とするアサリを水産物輸入会社役員等九名を外国為替及び外国貿易法違反で摘発しております。

○長島(昭)委員 今の御説明のとおりなんですが、少し厄介な問題がありまして、これは報道ベースなので事実関係を確認させていただきたいんです。

これは、北朝鮮の海州という場所で積み込んだ

アサリに中国の海産物産地証明書を添付している、こういう報道がありまして、産地偽装して日本に輸入を試みた、こういう事例だということな
○長島(昭)委員 きょうは財務省にもお越しいただいておられると思いますが、いかがですか、事実関係。

○石橋政府参考人 先ほど指摘がありました原産地証明と言われるものにつきまして、現在、税関当局の方で確認作業を行っております。
○森川政府参考人 お答えいたします。
外為法に基づきます実質的な輸入禁止措置につきましては、税関がそれをもとに取り締まっております、それに際しては、中国等に求めました原産地証明書の確認等によって厳格に行っているところでございます。

御指摘のような疑義が生じた場合には、一般論でございますけれども、原産地証明書につきましては、中国政府に外交ルートを通じて確認しております。
○長島(昭)委員 これはぜひ徹底してやっていただきたい。これは制裁をかけている意味がない。大臣、ぜひこの点はお願しておきたいんです。

○長島(昭)委員 これはぜひ徹底してやっていただきたい。これは制裁をかけている意味がない。大臣、ぜひこの点はお願しておきたいんです。
○長島(昭)委員 これはぜひ徹底してやっていただきたい。これは制裁をかけている意味がない。大臣、ぜひこの点はお願しておきたいんです。

○長島(昭)委員 これはぜひ徹底してやっていただきたい。これは制裁をかけている意味がない。大臣、ぜひこの点はお願しておきたいんです。
○長島(昭)委員 これはぜひ徹底してやっていただきたい。これは制裁をかけている意味がない。大臣、ぜひこの点はお願しておきたいんです。

○長島(昭)委員 これはぜひ徹底してやっていただきたい。これは制裁をかけている意味がない。大臣、ぜひこの点はお願しておきたいんです。
○長島(昭)委員 これはぜひ徹底してやっていただきたい。これは制裁をかけている意味がない。大臣、ぜひこの点はお願しておきたいんです。

ことがあれば、これは制裁の空洞化そのものでありますので、大臣、この点について何か御見解があれば一言お願いいたします。
○甘利国務大臣 先生御指摘のとおり、日本の需要総量が一定割合ありますから、調達先を変える、そういう事由は当然あるかと思えますし、中国からの輸入も正当なものが大部分だと信じておりますが、そういう事例が出たという事実に基づきまして、どういう経緯でそうなったかはきちんと外交ベースで確認を引き続きしていきたいと思っております。

○長島(昭)委員 よろしくお願いたします。次に、経済産業省のマターですが、全面輸入禁止について伺いたいと思えます。
これは二つの項目から成っておりますね。一つは、北朝鮮からのすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課す。すなわち、承認しないということ、輸入を禁止する。それからもう一つは、北朝鮮から第三国へ輸出する貨物の売買に関する仲介貿易、三國間貿易取引についても経済産業大臣の許可を受ける義務を課すことにより当該取引も禁止、こういうことになるわけです。

時間があれば、第一項目の方の輸入承認義務の違反についての事件が幾つかありますので、そのことについても、これは外貨稼ぎをまだやっておりますので、この点についても伺いたいところだつたんですが、二点目に絞って伺いたいと思えます。これは仲介貿易取引の禁止であります。
この取引の禁止は、経済産業省の資料によると、輸入禁止措置に万全を期すためにこれをあえてやった、こういう御説明なんです。例えば、海外にある日系企業が仲介した場合にもこの仲介貿易取引の禁止は適用されるのでしょうか。

例えば、タイ、タイは、皆さん御案内のとおり、北朝鮮との貿易が非常に盛んであります、日本よりも多い、大体年間三・三億ドルぐらい北朝鮮と取引があるわけですが、そのタイにある日系企業が仲介して、例えば北朝鮮と中国や韓国との交易、貿易の取引、仲介をする、こういうケースに今回の改正外為法の規定が適用を受けるかどうか、この点について伺いたいと思えます。

○甘利国務大臣 基本的に外為法は、内国法人に對しての対応措置といえますか法的権限ですから、そうでないものについては法律の効力が及ばないというふうな承知をしておりますが、詳細は局長から答えさせます。
○石田政府参考人 ただいまの御質問の点でございますけれども、まさに先生御案内のように、仲介貿易取引についても規制をしておりますのは、輸入の禁止の実効を上げるために補完的に許可対象にして、許可をしないという形にしておるわけでございます。

この仲介貿易取引というのは法律に規定がございまして、本邦居住者、典型的には本邦内に主たる事務所を有する法人、今大臣申し上げたように本邦法人ということでございますが、これが、非居住者との間で貨物の売買に関する取引を行うこと、かつ、その取引に伴って外国相互間で貨物の移動が行われること、二つの要件を満たすものを仲介貿易取引と言っているわけでございますが、在外の日系企業は、日系企業とはいえ第三国の企業ということでございますので、本邦居住者には該当しないということでございます。
こうしたことから、北朝鮮から第三国に輸出される貨物の売買に関する仲介貿易取引に關しまして、仮にその在外の日系企業が仲介するような場合があつたとしても、これは本制裁措置の対象といたすことにはならないというふうな考えです。

ただ、現在までのところ、実際そういう例があるというところについては情報には接していません。
○長島(昭)委員 これは大臣、ぜひ今後御検討いただきたいんですが、今はいいですよ、しかし、これから制裁のレベルを上げていくときに、このことが抜け穴にならないようにぜひふたをしていただきたいと思うんです。
というの、恐らく今の御説明ですと、タイの日系法人はタイの国内法で規制を受けるということになるんだらうと思うんですが、タイがきちつと、今、別に悪意があつてタイの名前を挙げているわけではなくて、例えば国連安保理決議一七八の履行をやつて国内法を整備している、そういう国であれば、私もそれはそれでいいと思うんですが、そうでもないんですか。

これは、皆さんのお手元の二枚目、お配りした紙を見ていただきたいんですが、北朝鮮の制裁の決議一七八の制裁実施状況について、一番下の項目を見ていただきたいんですが、非常にあいまいな報告しかタイ政府は国連安保理に行つておりません。そういうことを含めて考えると、ほかにも、先ほど甘利大臣はアフリカ諸国が余り、履行状況が悪いんだよなというお話をされておられました。これは厳密に申し上げますと、アジア、例えばASEAN諸国十カ国のうち、報告をしていないのはまた四カ国しかないんです。その他の六カ国、このタイも含めて、きちんとした報告がなされていないんです。

そういうことを含めて考えると、本当に北朝鮮の制裁の実を上げるという観点からいけば、この問題も余りあいまいにしておけないと思えます。今、今後の努力目標という意味で、一つ御提案をさせていただきますというふうな思っています。
○石田政府参考人 補足的に、恐縮でございますが、今の先生の御指摘でございますけれども、今回、この仲介貿易の件は、あくまで日本が独自に講じております輸入の全面禁止措置、これに伴う補完的な措置ということでございますので、例えばタイなどの第三国に対して北朝鮮が輸出するというのは、現状においては何ら基本的に制約がないという状況のもとでございますので、その点、限界があることは、ちよつと御承知おきいただきたいと思えます。

○長島(昭)委員 私は別に今やれと言つたわけじゃないんです。限界はよく認識をした上で、今後、国際社会に働きかけていく、あるいは我が国が独自で制裁をやつていく、そういう中で、こういうポイントもあるんじゃないですかという指摘

○長島(昭)委員 私は別に今やれと言つたわけじゃないんです。限界はよく認識をした上で、今後、国際社会に働きかけていく、あるいは我が国が独自で制裁をやつていく、そういう中で、こういうポイントもあるんじゃないですかという指摘

です。ぜひ念頭に入れていただきたいというふうに思います。

そして、外為法に基づく資産凍結について何おうと思つたんですが、ちょっと時間がないので。せつかくきょうは岩屋外務副大臣に来ていただいてるので。

今議論してきたように、我が国独自の制裁も、我が国は拉致問題という特殊な問題を両国間に抱えていることもあつて、これまでかなり厳格にやつてきたと思えますけれども、しかし、単独では限界があることも事実でありまして、やはり国際社会を動かす努力をしていかなければならないと思つて、これまでのリーダースhipはリーダースhipとして私は認めますけれども、肝心のアメリカの腰がふらつておるんですね。これは、BDAの問題でも迷走しております。

もう一つ加えて言うと、今月の八日に、アメリカ、ニューヨーク・タイムズが記事掲載いたしました。エチオピアへの武器輸出の事例が報じられていて、これは一月の出来事だそうだけれども、北朝鮮から武器関連の装備をエチオピアに輸出していた。そのことを、決議一七一一に明確に違反するものですから、エチオピア政府はアメリカ政府に、実はそういう契約があるんだということとを伝えたそうなんです。事前に、しかしアメリカ力は、まあまあ、いややと。これは、アメリカの事情もあつたやに聞いております。つまりは、今エチオピアは隣の国のソマリアの内戦にある種介入して、ソマリアの中で、首都モガディシユを支配していたイスラム原理主義を掃討している、その作戦に今エチオピアがある種貢献している、その中で、アメリカ特有のダブルスタンダードでそこは不問に付した、こういうケースがあるという報道。

しかし、これも見過ごせないのは、エチオピアは、例えば二〇〇一年のデータですけれども、北朝鮮から二千万ドル相当の武器を購入しているんです。これはもうある意味外貨稼ぎの一番の問題になつてくると思つて、そういうアメリカ

力に対して我が国政府は、忠告といいますか、こういうことを許していたら国際社会に示がつかないんじゃないかというふうなことは、報道が出た後でもいいですし前でも結構なんです。やつた事実はあるんでしょうか。

○岩屋副大臣 今先生御指摘のエチオピアの件について、ちょっとこれは通告がございませんでしたので、我が国がその後どういふ対応をとつたかというところは、今ちょっと私は承知をしております。

いづれにしても、一七一一に基づく措置を一國でも多くの国が実施をしていただくことが必要だと考えておまして、今七十カ国一機関、一機関というのはE.Uでございまして、私どもは、ありとあらゆる外交の舞台においてこの問題を取り上げて、働きかけを行つております。アメリカに対してもしつかりと緊密な連携をとらせていただきたい、こう思つております。

○長島(昭)委員 これは、また外務委員会で引き続き伺いたいと思つております。

今、副大臣からおつしやつていただいたように、本日に国連加盟国に対する働きかけというのが最も重要だと思つて、これは、国連というのは非常に意味厄介な組織で、いろいろな国の利益が錯綜するような場ですから、なかなか日本の思うように、一筋縄にいくようなものではないと思つて、過去にリビアとか南アフリカとか、現に制裁がきちんときて、彼らがある種大量破壊兵器の開発をやめたとか、あるいは人種差別、アパルトヘイトをやめたとか、そういう事例もありませんので、引き続き、特にアジア諸国、残る六カ国を含めて、対応をこれからきちんとやつていただきたいというふうに思つております。

決議一七一一について一点だけ。これも、もしかすると通告の外だったかもしませんが、決議が出てから三十日以内に報告をするということになつておられます。その報告義務については、これまでも私、議論を何度かさせていただいたんですけれども、昨日、久しぶりにこの安保理決議をよ

く読んでみると、この十二の(ε)というところに、これは制裁委員会の活動なんです。今、制裁委員会の活動が非常に緩慢になつておるという報道もあるんですけれども、こう書いてあるんですね。少なくとも九十日ごとに作業状況について、特に八で課す措置、八で課す措置というのは、調達や輸出の禁止、資産の凍結という、こういうまさに一七一一の中核的な制裁措置ですけれども、その措置の有効性を高める方法に関する所見や勧告を添えて安保理に報告することになつておるんですね。

十月十四日にこの決議が出ましたので、一月中旬が最初の九十日、それからまた四月の中旬がもう一回目の九十日と、二回この九十日の期限を超えているんですが、制裁委員会が、この国連決議一七一一に基づいてどういふふうな制裁が行われているのか、そして、今後、この制裁を有効にさせるためにどういふ方法があるのかという勧告を行つてきたことについて、我が国政府としてどういふふうな把握しておられるのか、この点についても御所見を伺いたいと思つております。

○伊原政府参考人 我が国として、制裁委員会の活動については、今、日本は安保理の理事国ではございせんので直接関与はしていませんけれども、制裁委員会のメンバー国と緊密に連絡をとりながらその活動をフォローしております。しかし、先生の御指摘の点については、今資料を持ち合わせておりませんので、また後刻調べて報告させていただきますと思つております。

○長島(昭)委員 これはぜひきちんと把握をして、国際社会に対する働きかけの大きな要素だと私は思つておるので、ぜひやつていただきたい、このように思つております。

それでは、最後の項目に行きたいと思つておるんですが、今回の制裁は、もちろん大量破壊兵器、ミサイルに伴う制裁でありますけれども、もう一つは、我が国固有の問題として拉致の問題があると思つておる。これは下村官房副長官、これまでリーダースhipを發揮してこられた分野であろうかと

思いますが、しかも、官邸の中で、拉致に対する補佐官が設置をされ、そしてそれを束ねるお立場であろうかと思つております。

これは、私、これまで何度か別の機会にやつてきたのでありますが、皆さんのお手元にお配りした三枚目の紙を少し見ただきたいと思つておる。これは国務省が毎年四月に出すテロ支援国家に関する年次報告書であります。二〇〇六年版が上段、二〇〇五年版、去年のバージョンが下。見ただけで明らかのように、字数がかなり削られておる。百六十一文字から百八文字。字数が削られただけではなくて、アンダーラインを引かせていただきました。二〇〇五年のときのアンダーラインのところを見ていただきたいんですが、ほかの国の拉致の事例、アザー・ナショナルズと書いてありますね、それから、ザ・ROK、韓国ですね、リパブリック・オブ・コリア、韓国の拉致のケース、この部分がそっくり削り取られているのであります。

これは我が国にとって非常にゆゆしい問題でありまして、我が国は拉致の問題を、ただ日本の国民の生命と財産という問題のみならず、国際社会に対して、普遍的な人権、人道という価値の観点から、そういうキャンペーンを最近ずっとこの数年間張つてきた。しかも、この拉致の問題を、二〇〇三年だったと思つておるけれども、アーミテージ国務副長官の御助力もあつて、この国務省の年次報告書によく載せることができたという、これは救う会の皆さんあるいは家族会の皆さんが何度も何度もアメリカに足を運んで、入れることができたわけですから、このテロ支援国家指定が解除されてしまつたのではないかと、今巷間、非常に心配をされておるわけです。

それを、ある種責任を持つておられる官房副長官の立場で、この前、気になるニュースがあつたんですが、今の問題も一つお伺いしたいところでありまして、もう一つは、日米首脳会談の中で、ライス国務長官がこうおつしやつた。テロ支援国家は、米国の国内法に照らせば、米国に対するテ

口を念頭に置いたもので、日本の拉致問題の解決は指定解除の要件にはなっていないと、こう言った。大統領は、これは自分がコミットしている、拉致の問題はなおざりにはしない、こういうふうな再三述べておられますけれども、国務省の責任者あるいは国務省の文書の中からこの拉致の問題が何となく削られていく、こういう方向にあることについて、その首脳会談にも同席をされてライス国務長官の言葉をじかに聞かれたお立場だと思えますので、その辺の経緯も含めて、この問題について御所見を承りたいと思えます。

○下村内閣官房副長官 お答えいたします。

まず、後の御質問でございませうけれども、昨日、安倍総理が参議院の外交防衛委員会の中で同様の質問に対してこのようにお答えいたしました。

安倍総理は、大統領は日本の拉致問題に対する姿勢を完全に支持するとはっきり明言している、もちろん、例えば拡大の会合では多少首脳以外の方が発言される場合もありますが、首脳会談は基本的に首脳がしゃべった内容がすべてでありまして、プッシュ大統領は私に約束をしています、このテロ支援国家の解除についても拉致問題を当然考慮するということをはっきりおっしゃっております、こういうふうなきょうの総理が参議院の外交防衛委員会で答弁をしておりますので、こういうラインだということでお許しを願えればというふうに思っています。

それというのも、同席をしていたのは事実でございますが、首脳会談における事細かな内容について、特にこの国会の場という大変公式な場で、米側との関係もございまして、これ以上明らかにすることについては差し控えさせていただきたいと思ひまして、御理解をいただければというふうに思ひます。

それから、最初の御質問の中で、アメリカにおけるテロ年次報告書が昨年のもので比べて記述が簡素化されているということについてどういう認識を持っているかという御質問であったというふうに思ひます。

これは、六者会合プロセスの一環として、米国は北朝鮮のテロ支援国家指定を解除する作業を開始することについて合意をしております。一方で米国は、この件につきまして、その終了に際してはいかなるタイムラインも設定をしておりません。この作業が実施される速度及び程度は北朝鮮の行動にもかかっている、こういうふうな説明しているというふうな承知をしております。

また、先般公表されました国務省のテロ年次報告書においては、十二名の日本人拉致被害者の安否が不明であることなど、拉致問題について逆以前年よりも明示的に言及されている記述もあるわけでございます。

いずれにしても、このテロ支援国家指定の解除に關しては、先般の日米首脳会談、それからその後の日米外相会談において、テロ支援国家指定解除の問題に当たっては拉致問題を考慮に入れるとの立場の表明が明確にあったわけでございます。また、首脳会談後の共同記者会見においても、プッシュ大統領から、この問題に關する議論が拉致問題に關するプッシュ大統領の強い思いを弱めるようなことがあつてはならないと、あえて共同記者会見でも強調して、プッシュ大統領もその立場を表明されておられました。

政府としては、引き続き、拉致問題の解決に向けて米政府と協力していきたいと考えております。

○長島(肥)委員 口頭によるコミットメントよりもやはり文書によるコミットメントの方が重いというふうには私は考えておりますので、この問題は今回で終わるわけではない。

今おっしゃったように、手短かにやめますけれども、確かに私もこの二〇〇六年版が出る前に外務委員会で外務大臣にもう少し踏み込んだ表現にしてもらえないだろうかということをお願いしまして、恐らく外務省の方から国務省に言っていたいた経緯があるんだらうと思ひます。

今、副長官おっしゃったように、やはり一歩踏み込んだ表現にそこはなっているんですね。なっ

ているんですが、韓国とかほかのところは抜かれていくというのは非常に私としても気になりますので、今後ともその点についてはきちつとやっていただきたいし、もしかしら、これはアメリカ頼みではなくて日本自身が、テロ支援国家、北朝鮮は現在進行形のテロをやっている国家であるという新たな指定を我が国自身が行っていくような、そういう段階にもなっているのかなと思ひますので、この点、今後ともきちつとやっていただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思ひます。

○上田委員 次は、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。北朝鮮制裁措置に關する国会承認案件について質問をいたします。

最初に、北朝鮮の核実験を受けた昨年十月の国連安保理の対北朝鮮制裁決議に關して何点か外務省に伺ひます。

この国連決議では、核、ミサイル、大量破壊兵器関連物資の輸出の禁止、核、ミサイル、大量破壊兵器計画に關する個人、団体の資産凍結、ゼいたく品の輸出禁止などを加盟国に求めるものであります。先ほどの委員の質疑の中でも、安保理の制裁委員会への制裁実施の報告提出状況につきまして、七十カ国、EUとしての一機関ということが紹介をされました。

そこで伺ひますが、近隣諸国の国連の制裁決議に基づく制裁実施状況について伺ひをいたしま

六者会合の当事国でもありますアメリカと中国と韓国とロシア、この四カ国の国連決議に基づく制裁の実施状況について御紹介をください。

○伊原政府参考人 六カ国協議に参加しております、日本、北朝鮮を除く四カ国の実施状況でございますけれども、まず中国につきましては、安保理決議の一七一八号に基づく義務を履行するとい

も、それから報告書も提出はしているんですけども、具体的な措置の中身については対外的に明らかにしていないということでございますので、この場で内容について御紹介することはできないということでございます。

韓国につきましては、この一七一八に基づく幾つかの項目の中で、軍関連及び核、ミサイル、大量破壊兵器計画関連の特定品目の輸出禁止については実施をしているということをお知らせしますが、奢侈品についてはまだ現時点では輸出禁止措置を実施していないという報告を国連の方に出しております。

ロシアにつきましては、これも国連に報告はしておるんですが、具体的な措置については明らかにしていないということでございますので、今ここで御紹介することはできないということでございます。

アメリカにつきましては、ほぼ日本と同様、ほぼ現時点でできるすべてのことについては実施をしております。

以上でございます。

○塩川委員 あわせて、ASEANの制裁の実施状況を伺ひたいんですが、十カ国のうちでどの国が措置を行い、その国々がそれぞれどういう措置を行っているのか、その点について御紹介をください。

○伊原政府参考人 ASEAN諸国の中でこれまでのところ安保理の制裁委員会に報告書を出しておりますのは、シンガポール、フィリピン、ベトナムの三カ国のみでございます。

これら三カ国につきましては、軍関連及び核、ミサイル、大量破壊兵器計画関連の特定品目の輸出禁止措置は実施済みであるという報告をしております。それから、奢侈品につきましては、この三カ国の中ではシンガポールのみが輸出禁止措置を実施済みであるという報告をしております。

いての措置の状況というのはどういうものなんですか。

○伊原政府参考人 インドネシアについては、ちよつと、もう一度チェックいたしまして報告をさせていただきます。確かに七十九国の中にはインドネシアも入っておりますけれども、まだ具体的な報告の内容について私どもは見えておりませんので、チェックしたいと思っております。

○塩川委員 七十カ国とされていますけれども、国連のホームページ上で名前が公表されているのは六十五カ国、その差の五つの中に中国もあるということなんでしょうか。この中に、ASEANとかの国というのも、公表されていない国として挙げられているものなんでしょうか。

○伊原政府参考人 日本は今国連の制裁委員会の委員ではございませんけれども、この問題は大変関心を持って、常にフォローしております。

したがって、国連のウェブサイトに出来るよりもより新しい情報を常に入手するように努めておりまして、今の七十カ国というのは、やがて国連のウェブサイトででもそういうふうに掲載されると思っております。私も把握している最新の報告国の数ということでございます。

○塩川委員 中国が入っていないのは何か理由があるのかと思つたんですけども。

○伊原政府参考人 詳細については私ども承知しておりませんが、中国については、現時点では報告について対外的に公表していないということでございますので、国連のウェブサイトに中国が入っていないのはそういった事情もあるのかと思っております。そのところは、正確なところは今わかりません。

○塩川委員 インドネシア等については後で御報告をお願いします。

そこで、国連の制裁措置に先行して、日本独自の措置をとつたわけですけれども、その点について、日本独自の、今回の国会承認案件にもなっている措置につきまして経済産業省に伺います。

輸入禁止措置等による輸出入実績への影響がど

うなっているのか、この点が一点と、あわせて、これは、実施をされる際に、制裁措置の影響を受ける事業者、政府としてきめ細かな対応をとるとしております。その点で、北朝鮮制裁措置に係る中小企業者からの相談件数がどうで、主な相談内容はどのようなものか、融資、保証の申し込み、承諾の実績の状況について御紹介をお願いします。

○石田政府参考人 まず、貿易分野に対する影響でございますけれども、北朝鮮制裁として、我が国独自の措置である輸入全面禁止措置を昨年十月から、また、安保理決議を受けた奢侈品の輸出禁止措置を昨年十一月から、それぞれ実施いたしましたわけでございます。

輸入につきましては、その後、二〇〇五年には百四十五億円ありました輸入実績が、昨年十二月以降ゼロということになっておりまして、北朝鮮の外貨獲得能力を一定程度減殺しているものと考えます。

また、輸出につきましては、奢侈品の輸出禁止措置に加えまして、北朝鮮籍の船舶の入港禁止措置も相まって、輸出総額は、昨年の十月からことしの三月までで見ますと、前年比で八五%減ということ、大幅に減少いたしております。奢侈品については、当然、措置後、現在まで輸出実績はないということになっております。

事業者対策につきましては、中小企業庁の方から。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

北朝鮮からの輸入禁止措置によりまして影響を受ける中小企業対策をいたしまして、政府系中小企業金融機関、商工会議所等九百四十カ所に特別相談窓口を設置いたしました。同時に、セーフティネット貸し付けをスタートさせまして、あわせてリーフレットを二万枚作成いたしました。特別相談窓口を通じて配布するといった策を講じてきたところでございます。

全国の九百四十カ所に設置をした特別相談窓口での中小企業者からの相談でございます。

も、先週末までの段階で、水産品輸入・加工業者、それから中古車、バイク、家電といったものの輸出業者等から百七件の相談が寄せられたところでございます。

その中身といたしましては、支援の内容、それから制度の問い合わせ、あるいは事業転換とか仕入れ先を変更するための相談といったところでございます。

特別相談窓口に寄せられた百七件の相談のうち、政府系金融機関への相談は八十四件ございまして、融資の承諾で十五件、保証の承諾は四件という実績でございます。

それから件数の方、ちよつと最近の動きでございますけれども、昨年中に九十四件、年が明けましてから十三件ということでございます。直近では、この一カ月ほど相談は寄せられておりません。

北朝鮮に対する経済制裁措置が延長されたことを受けまして、関係機関と密接に連絡をとりつつ、中小企業対策を引き続き実施していきたいと考えているところでございます。

○塩川委員 わかりました。よろしくお願ひします。

次に、外務省に伺いますけれども、六者会合が二月に行われました。この二月十三日の共同文書が合意されたわけですけれども、その内容と、朝鮮半島の非核化に向けた取り組みの現状、現局面について示していただけますか。

○伊原政府参考人 二月十三日の六者会合の合意に基づきますと、まず、六十日以内の初期段階の措置として、北朝鮮は、寧辺にありま核施設の活動の停止、封印、それからIAEAの要員による検証、監視の受け入れといったことを行うことになっております。これに見合った形で、他の、

六者の参加国から重油五万トン相当の緊急エネルギー支援を行う。それから、さらに二月十三日の合意では、その次の段階において、北朝鮮がすべての核計画の完全な申告を提出して、すべての既存の核施設の無能力化を行う。これに対応した形

で、重油九十五万トン相当を上限とする支援を行う。こういったのが二月十三日の合意として成つたわけでございます。

しかし、それに続く三月の会合、これは初期段階の措置の履行状況を確認するための会合でございますけれども、その三月の会合において、北朝鮮は、バンコ・デルタ・アジア、BDAにあります北朝鮮の資金の送金にこだわつた結果として、実際に非核化に向けた具体的な議論に入ることができないまま、今、六者会合は休会となっております。

これが六者会合の現時点での状況でございます。四月十日に、マカオの当局は、BDAにあります北朝鮮関係の資金につきましては、幾つかある口座の保有者が希望すれば、もう資金を受け取ることはできるんだということを明らかにいたしました。すなわち、資金の凍結は解除されたわけでございますけれども、引き続き、北朝鮮はこの資金の送金にこだわつておりまして、初期段階の措置をまだ実施していないという状況でございます。

いづれにしても、この初期段階の措置の実施期限はもうとうに過ぎておりますので、北朝鮮がこれを履行していないことは大変遺憾だということに思っております。北朝鮮が一日も早く、みずから約束したこの初期段階の措置を実施することが重要であるというふうにご考えております。

○塩川委員 あわせて、この六者会合共同文書にもあります五つの作業部会の作業状況についてお伺いをします。

最初に、米朝関係正常化に関する作業部会の作業状況はどんなものになっているのか、お示しください。

○伊原政府参考人 ただいま委員御指摘の五つの作業部会、これは二月の六者会合において合意されたわけでございます。朝鮮半島の非核化、それから米朝、日朝の国交正常化、経済及びエネルギー協力、北東アジアの平和、安全メカニズム、こういふ五つの作業部会が合意されております。

今御質問の、その中の米朝の国交正常化作業部

会でございますけれども、これは三月上旬に行われまして、二国間の作業部会でございまして、日本は当然のことながら参加をしております。したがって、その中身について詳細は私も承知しておりませんが、米朝の作業部会において、米朝の方からまずと、米朝の作業部会において、米朝の方からは、日本との国交正常化の重要性について北朝鮮にも説明をしたというふう聞いております。

○塩川委員 日朝関係正常化に関する作業部会は御案内のとおりですが、それ以外の三つです。日本も参加をすることでは、経済、エネルギー協力作業部会、北東アジアの安全保障に関する作業部会、朝鮮半島非核化に関する作業部会、それぞれどんな状況でしょうか。

○伊原政府参考人 先ほど申し上げましたように、各国が参加いたします三つの作業部会につきましては、三月の中旬にまとめて北京で行われまして、その中の、この六者会合のまさに一番核心的な作業であります朝鮮半島の非核化のための作業部会、これにつきましては、先ほど委員の御質問でお答えしましたように、北朝鮮は、バンコ・デルタ・アジアの資金の送金問題にこだわった結果として、ほとんど実質的な議論ができませんままに終わっております。

それに先立つて行われました経済、エネルギー協力のための作業部会におきましては、主に、初期段階において実施する五万トン相当の重油の供給の問題について議論が行われました。この作業部会では、北朝鮮がきちんと非核化についての措置をとることがもちろん条件でございまして、けれども、その場合には、韓国が五万トン相当の重油を供給するというふうな意図の表明がございました。

それから、あわせて、北東アジアの平和、安全メカニズムのための作業部会も行われまして、これは、とりたててはつきりした、具体的な議題があったというよりは、むしろこの北東アジアの平和と安全に非常に大きな関心を持つこの六カ国の間で、一般的な議論がまず行われたということ

でございます。

○塩川委員 我が党は、この問題で、日本政府が日朝平壤宣言に基づいて拉致問題や過去の清算を含む二国間の懸案の解決を図っていく、その中で、国交正常化のために真剣に努力をする、これと同時に、この努力を、六カ国協議における朝鮮半島非核化のために課せられた役割の誠実な取り組みと結びつけることを希望するものであります。

この点について外務省に伺いますが、二国間の努力と六者会合の努力とを結びつけて取り組む、その点についての政府としての対応をお聞かせください。

○伊原政府参考人 委員御指摘のとおり、この六者会合のプロセスは、北朝鮮による核放棄に加えまして、日朝それから米朝の国交正常化の実現も六者共通の目標ということで明記されております。したがって、日本といたしましては、こういった六者会合の目標が明記されております二〇〇五年九月の共同声明を完全に実施するということが重要であるというふうな考えをしております。

したがって、現時点では、北朝鮮は特に拉致問題について全く誠意ある対応を示しておりませんので、日朝の二国間の交渉というのは進捗しておりませんが、我が国としては、拉致問題を含む日朝関係に進展が見られれば、六者会合の他の分野においても、日本としてもより積極的な対応をとることができるようになるわけでありまして、そういったことで六者会合と日朝関係の間に好循環が生まれることを期待しておりますし、そういうふうな努力をしていきたいと思っております。

○塩川委員 最後に、甘利大臣にその点について重ねてお伺いします。

国務大臣として、二国間の努力の方向と六者会合での努力の方向とを結びつけて取り組んでいく、その点が極めて重要だと思っております。塩崎官房長官も、拉致特別委員会の質疑の中でも、この二つ、両者は有機的に結びつけるというお話

もされておりました。国務大臣としての大臣のお考えをお聞かせください。

○甘利国務大臣 先ほどから事務方からも答弁がおりますとおり、我が国は、別に棒をのんだようにただ圧力をかけているわけではなくて、対話と圧力、硬軟合わせで対応している。六者協議の中でも、誠意ある対応をするのであるならば、いつでも話し合う場を持ちましょうということも投げかけはしているわけですが、なかなか乗ってこない。そうこうしているうちに、BDAの問題で今に至っているわけでありまして、私どもは、ありとあらゆる手を尽くして、日朝間の問題解決に向かつて努力をしていきたいと思っております。

○塩川委員 各国がそれぞれ知恵を出し合いながら取り組みを進めていく中で、日本としても、さらなる知恵、工夫などということが求められている、その点を指摘して、質問を終わります。

○上田委員長 これにて本件に対する質疑は終了いたしました。

○上田委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めの件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上田委員長 起立総員、よつて、本件は承認すべきものと決しました。(拍手)

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○上田委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○上田委員長 次に、内閣提出、参議院送付、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。甘利経済産業大臣。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○甘利国務大臣 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

刑法の特例として法律に基づき実施されている競輪及び小型自動車競走は、これらの売り上げを通じて機械事業の振興や公益の増進に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るためのものであり、高い社会的意義を有しているところであります。しかしながら、近年その売上額は大きく減少しており、その活性化が課題となっております。

このため、両事業の公正かつ円滑な実施を図るための業務等を行っている特殊法人日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会について、その組織のあり方を含め、効率化等を図るための見直しを行うとともに、施行者である地方自治体が安定的に事業を実施できる環境の整備を行う必要があります。

以上が、本法律案を提案した理由であります。次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、特殊法人である日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の業務について、指定を受けた営利を目的としない法人に行わせることと、特別認可法人である自転車競技会及び小型自動車競走会の業務についても、指定を受けた営利

を目的とし法人に行わせることではありません。

第二に、競輪及び小型自動車競走の事業の活性化に必要な事業を行った施行者に対して、交付金の一部を還付することではありません。

第三に、事業の再建に取り組む赤字施行者に対し交付金の交付の期限を延長する措置について、延長する期間の上限を三年から五年に変更することはありません。

第四に、競輪及び小型自動車競走の開催の際の入場料の徴収義務を撤廃すること、重勝式投票法を新設することその他競輪及び小型自動車競走の事業の活性化のために必要な措置を講ずることではありません。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○上田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る三十日水曜日午前八時四十五分理事會、午前九時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十四分散會

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律

(自転車競技法の一部改正)

第一条 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第一条第六項第二号中「第九條の三第五項を「第九條の三第六項」に改める。

第六條を削る。

第五條の二第二項中「左の各号に掲げる事項につきを次に掲げる事項について」に、「こゝえ、又は経済産業省令で定める日取りに反して」を「逸脱して」に改め、同項第一号及び第二号中

「当り」を「当たり」に改め、「及び月間」を削り、同条を第六條とする。

第七條の二中学生生徒及びを削る。
第八條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第三号中、「入場料の徴収」を削る。

第八條の二中「の四種」とし、各勝者投票法における「を」(以下「基本勝者投票法」という。)並びに重勝式(同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝者投票法により勝者となつたものを一組としたものを勝者とする方式をいう。以下同じ。)の五種類とし、勝者投票法の種類(重勝式勝者投票法その他経済産業省令で定める勝者投票法)については、当該勝者投票法ごとに経済産業省令で定める種別。以下同じ。ことに改める。

第九條第一項中「額の」を「額」に改め、「百分の七十五」の下に「以上経済産業大臣が定める率以下の範囲内で競輪施行者が定める率を乗じて得た額」を、「相当する金額」の下に「(重勝式勝者投票法において次条第一項又は第二項の加算金がある場合にあつては、これに当該加算金を加えた金額。以下「払戻対象総額」という。)」を加え、「あん分」を「按分」に改め、同条第三項中「における売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額」を「(次条第一項に規定する場合を除く。)においては、その競走についての払戻対象総額に、「あん分」を「按分」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

指定重勝式勝者投票法(重勝式勝者投票法の種別であつて勝者の割合が低いものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)について、第一項の払戻金の額が経済産業省令で定める払戻金の最高限度額を超えるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第九條の二を次のように改める。
第九條の二 指定重勝式勝者投票法についての

勝者投票の中者がない場合には、当該勝者投票に係る払戻対象総額は、当該競輪施行者が開催する競輪に係る当該指定重勝式勝者投票法と同一の種別の指定重勝式勝者投票法の勝者投票であつてその後最初の中者があるものに係る加算金とする。

前条第三項の場合において、当該払戻金の最高限度額を超える部分の金額の総額は、当該指定重勝式勝者投票法と同一の種別の指定重勝式勝者投票法の勝者投票であつてその後最初の中者があるものに係る加算金とする。

指定重勝式勝者投票法に係る競輪を開催した競輪施行者が当該指定重勝式勝者投票法の実施を停止する場合における前二項の加算金の処分については、経済産業省令で定める。

第九條の三第一項中「車券」の下に「(重勝式勝者投票法に係るものを除く。)」を加え、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第三項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「無効」を「無効」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に、「引換」を「引換え」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

重勝式勝者投票法に係る基本勝者投票法の投票が前三項の規定により無効となつた場合は、当該投票の車券に表示された選手(連勝単式又は連勝複式勝者投票法を基本勝者投票法とする場合にあつては、その車券に表示された組)をその車券に表示する重勝式勝者投票法の投票は、無効とする。

第十條の二第三項中「五年」に改め、同条第四項中、「当該競輪施行者の議会の議決を経て」を削る。

第十條の六第三項中、「当該競輪施行者の議会の議決を経て」を削る。

第十三條の十一中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 合併した場合
第十三條の十二第二項中「解散したときは」の下に「合併及び」を加える。

第十三條の十六の次に次の十二條を加える。
第十三條の十六の二 自転車競技法は、他の自転車競技法と合併することができる。この場合においては、合併をする自転車競技法は、役員会の決議を経て、合併契約を締結しなければならない。

第十三條の十六の三 自転車競技法が吸収合併(自転車競技法が他の自転車競技法とする合併であつて、合併により消滅する自転車競技法(以下「吸収合併消滅自転車競技法」という。))の権利義務の全部を合併後存続する自転車競技法(以下「吸収合併存続自転車競技法」という。))に承継させるものをいう。以下同じ。をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併存続自転車競技法及び吸収合併消滅自転車競技法の名称及び住所
二 吸収合併がその効力を生ずべき日(以下「吸収合併効力発生日」という。)

第十三條の十六の四 自転車競技法が新設合併(二以上の自転車競技法がする合併であつて、合併により消滅する自転車競技法(以下「新設合併消滅自転車競技法」という。))の権利義務の全部を合併により設立する自転車競技法(以下「新設合併設立自転車競技法」という。))に承継させるものをいう。以下同じ。をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併消滅自転車競技法の名称及び住所
二 新設合併設立自転車競技法の目的、名称及び主たる事務所所在地
三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立自転車競技法の定款で定める事項
四 新設合併がその効力を生ずべき日(以下

「新設合併効力発生日」という。

第十三条の十六の五 吸収合併消滅自転車競技会は、吸収合併契約の締結の日の翌日から吸収合併効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を主たる事務所に備え置かなければならない。

吸収合併消滅自転車競技会の債権者は、吸収合併消滅自転車競技会に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅自転車競技会の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
吸収合併消滅自転車競技会は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第十三条の十六の六 吸収合併消滅自転車競技会の債権者は、当該吸収合併消滅自転車競技会に対し、吸収合併について異議を述べることができない。

吸収合併消滅自転車競技会は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨
二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

債権者が前項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅自転車競技会は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)

第二項第二項に規定する信託会社をいう。)及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。)に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第十三条の十六の七 吸収合併存続自転車競技会は、吸収合併契約の締結の日の翌日から吸収合併効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を主たる事務所に備え置かなければならない。

吸収合併存続自転車競技会の債権者は、吸収合併存続自転車競技会に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続自転車競技会の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
吸収合併存続自転車競技会は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

前条の規定は、吸収合併存続自転車競技会に準用する。

第十三条の十六の八 新設合併消滅自転車競技会は、新設合併契約の締結の日の翌日から新設合併効力発生日までの間、新設合併契約の内容その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を主たる事務所に備え置かなければならない。

新設合併消滅自転車競技会の債権者は、新設合併消滅自転車競技会に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅自転車競技会の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
新設合併消滅自転車競技会は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第十三条の十六の九 新設合併設立自転車競技会に準用する。

第十三条の十六の十 自転車競技会の合併は、第十三条の十六の九 新設合併設立自転車競技会の設立には、適用しない。

新設合併設立自転車競技会を設立するには、各新設合併消滅自転車競技会の役員会において選任した設立委員が共同して、定款を作成し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

第十三条の十六の十一 前項の認可を受けようとする者は、吸収合併存続自転車競技会又は新設合併設立自転車競技会(以下「合併後の自転車競技会」という。)について次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称
二 事務所の所在地
前項の申請書には、合併契約の内容を記載した書面、合併後の自転車競技会の定款その他の経済産業省令で定める書面を添付しなければならない。

第十三条の四第三項の規定は、第一項の認可に準用する。

第十三条の十六の十一 前条第一項の認可を受けた吸収合併存続自転車競技会は、吸収合併効力発生日に、吸収合併消滅自転車競技会の権利義務を承継する。

前条第一項の認可を受けた新設合併設立自転車競技会は、新設合併効力発生日に、新設合併消滅自転車競技会の権利義務を承継する。

吸収合併消滅自転車競技会又は新設合併消滅自転車競技会の吸収合併効力発生日の前日又は新設合併効力発生日の前日を含む事業年度は、第十三条の十七において準用する第十二条の十九の規定にかかわらず、吸収合併効力発生日の前日又は新設合併効力発生日の前日に終わるものとし、当該事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成及び経済産業大臣への提出については、合併後の自転車競技会が従前の例により行うものとする。

第十三条の十六の十二 自転車競技会が吸収合併をしたときは、遅滞なく、主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅自転車競技会については解散の登記をし、吸収合併存続自転車競技会については変更の登記をしなければならない。

第十三条の十六の十三 自転車競技会が新設合併をしたときは、遅滞なく、主たる事務所の所在地において、新設合併消滅自転車競技会については解散の登記をし、新設合併設立自転車競技会については設立の登記をしなければならない。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

第十六条の三 競輪施行者の職員は、競輪に關して、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の許可を受けて、勝者投票類似の行為をすることができる。

経済産業大臣は、第十八条(第二号に係る部分に限る。)の規定に違反する行為に関する情報を収集するために必要があると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

附則を附則第一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二条 日本自転車振興会は、競輪施行者が、平成十九年度から平成二十三年度までの各年度において、その前年度に行つた事業が特定

る。

活性化事業（競輪場の改修その他競輪の事業の活性化に必要な事業として経済産業省令で定める事業をいう。以下同じ。）に該当する旨の経済産業大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた年度における当該競輪施行者の申請により、当該競輪施行者が当該特定活性化事業を行った年度に交付した第十條第一項第一号又は第二号の規定による交付金以下「特定交付金」という。）のうち、当該特定活性化事業に要した費用として経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の認定を受けた額（その額が特定交付金の合計額の三分の一を超える場合には、当該合計額の三分の一）に相当する金額を、当該競輪施行者に還付しなければならない。

前項の還付に關し必要な手続は、経済産業省令で定める。

第二條 自転車競技法の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 競輪の実施（第一條―第十五條）

第二章 交付金等（第十六條―第二十二條）

第三章 競輪振興法人（第二十三條―第三十七條）

第四章 競技実施法人（第三十八條―第四十八條）

第五章 雑則（第四十九條―第五十五條）

第六章 罰則（第五十六條―第六十九條）

附則

第一章 競輪の実施

第一條に見出しとして「競輪の施行」を付し、同條第二項から第五項までに項番号を付し、同條第六項を削る。

第二條に見出しとして「届出」を付し、同條中「経済産業省令の」を「経済産業省令で」に改める。

第二十九條及び第三十條を削る。

第二十八條を第六十五條とし、同條の次に次の四條を加える。

第六十六條 第二十九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十七條 第四十八條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八條の許可を受けずに、競輪関係業務の全部を廃止した者

二 第三十二條又は第四十四條の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第四十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第五十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第五十三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第五十六條から第五十九條まで及び前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

第二十七條を第六十四條とする。

第二十六條第一項中「第二十三條又は第二十四條」を「第六十條又は第六十一條」に改め、同條第二項に項番号を付し、同條を第六十三條とし、第二十五條を第六十二條とする。

第六十一條とし、第二十三條を第六十條とする。

第二十一條の二から第二十二條の二までを削る。

第二十一條中「第七條の二又は第八條」を「第九條又は第十條」に改め、同條を第五十九條とする。

第二十條第一号中「第八條」を「第十條」に改め、同條第二号中「第十八條第一号」を「第五十六條第一号」に改め、同條第三号中「第八條第三号」を「第十條第三号」に、「第十八條第二号」を「第五十六條第二号」に、「第十八條第一号」を「第十九條第一号」に改め、同條を第五十八條とする。

第十九條第一号中「第八條各号」を「第十條各号」に改め、同條を第五十七條とし、第十八條を第五十六條とする。

第十七條に見出しとして「選手の福利厚生に關する助言又は勧告」を付し、同條中「又は日本自転車振興会及び選手相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に關し」を削り、同條を第五十五條とし、同條の次に次の章名を付する。

第六章 罰則

第六條の三に見出しとして「勝者投票類似の行為の特例」を付し、同條第二項中「第十八條」を「第五十六條」に改め、同項に項番号を付し、同條を第五十四條とする。

第六條の二に見出しとして「競輪場又は場外車券売場の設置の許可の取消し」を付し、同條中「第三條第一項又は第四條第一項」を「第四條第一項又は第五條第一項」に改め、同條を第五十二條とし、同條の次に次の一條を加える。

（報告及び検査）

第五十三條 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業省令で定めるところにより、競輪施行者、競輪振興法人、競技実施法人若しくは競輪場若しくは場外車券売場の設置者に対し、競輪の開催及び終了並びに会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競輪場若しくは場外車券売場に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十六條第一項中「基く」を「基づく」に、「虞」を「おそれ」に改め、同條第二項中「自転車競技会若しくは」を削り、「基く」を「基づく」に、「虞」を「おそれ」に、「自転車競技会又は競輪場若しくは」を「競輪場又は」に改め、同項及び同條第三項に項番号を付し、同條を第五十一條とする。

第十五條を削る。

第十四條の二の前に見出しとして「（経済産業大臣の命令）」を付し、同條中「自転車競技会」を「競技実施法人」に、「競技関係事務」を「第三條第一号に掲げる事務」に改め、同條を第五十條とする。

第十四條に見出しとして「場内の秩序の維持等」を付し、同條第一項中「及び自転車競技会」を削り、「第三條第五項但書を」第四條第五項ただし書に、「且つ」を「かつ」に改め、同條第三項中「第四條第二項」を「第五條第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同項に項番号を付し、同條第二項中「第三條第四項」を「第四條第四項」に改め、同項を同條第三項とし、同項に項番号を付し、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 競技実施法人は、競輪施行者が行う前項の措置に協力しなければならない。

第十四條を第四十九條とする。

第十二條から第十三條の十七までを削る。

第十一條に見出しとして「収益の使途」を付し、同條中「行なう」を「行う」に改め、同條を第二十二條とし、同條の次に次の二章及び章名を加える。

第三章 競輪振興法人

（指定等）

第二十三條 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次條に規定する業務（以

下「競輪関係業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、競輪振興法人として指定することができる。

一 競輪関係業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 役員又は職員の構成が、競輪関係業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 競輪関係業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて競輪関係業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第三十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

五 役員のうち次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 破産者で復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ハ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。)又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

ホ 競輪振興法人に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて競輪振興法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者

を含む。) 2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所所在地を公示しなければならない。 3 競輪振興法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第二十四条 競輪振興法人は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。 二 選手及び自転車の競走前の検査の方法、審判の方法その他競輪の実施方法を定めること。 三 選手の出場のあつせんを行うこと。 四 審判員、選手その他競輪の競技の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。 五 自転車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。 六 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。 七 第十六条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。 八 前各号に掲げるもののほか、競輪の公正かつ円滑な実施に資する業務又は自転車その他の機械に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資する業務であつて、経済産業省令で定めるものを行うこと。

(補助の業務の適正な実施) 第二十五条 競輪振興法人は、前条第五号及び第六号の規定による補助(以下この条において単に「補助」という。)を公正かつ効率的に行わなければならない。 2 競輪振興法人から補助を受けて事業を行う者は、次条第一項の認可を受けた競輪関係業務規程及び当該補助の目的に従つて誠実に当該事業を行わなければならない。 (競輪関係業務規程) 第二十六条 競輪振興法人は、競輪関係業務を行うときは、その開始前に、競輪関係業務の実施方法その他の経済産業省令で定める事項について競輪関係業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。 一 競輪関係業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 三 競輪施行者又は競輪場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。 3 経済産業大臣は、第一項の認可をした競輪関係業務規程が競輪関係業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その競輪関係業務規程を變更すべきことを命ずることができる。 4 競輪振興法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その競輪関係業務規程を公表しなければならない。 (事業計画等) 第二十七条 競輪振興法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、競輪関係業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 競輪振興法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。 3 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、競輪関係業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。 (業務の休廃止) 第二十八条 競輪振興法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、競輪関係業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。 (交付金の使途) 第二十九条 競輪振興法人は、第十六条第一項各号の規定による交付金をそれぞれ次の各号に掲げる業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。 一 第十六条第一項第一号の規定による交付金にあつては、第二十四条第五号に掲げる業務その他自転車その他の機械に関する事業の振興に資するため必要な業務 二 第十六条第一項第二号の規定による交付金にあつては、第二十四条第六号に掲げる業務その他体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するため必要な業務 三 第十六条第一項第三号の規定による交付金にあつては、競輪関係業務 (区分経理) 第三十条 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、競輪関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。 (余裕金の運用) 第三十一条 競輪振興法人は、次の方法による場合を除くほか、競輪関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。 一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の取得

第二号の規定による補助(以下この条において単に「補助」という。)を公正かつ効率的に行わなければならない。 2 競輪振興法人から補助を受けて事業を行う者は、次条第一項の認可を受けた競輪関係業務規程及び当該補助の目的に従つて誠実に当該事業を行わなければならない。 (競輪関係業務規程) 第二十六条 競輪振興法人は、競輪関係業務を行うときは、その開始前に、競輪関係業務の実施方法その他の経済産業省令で定める事項について競輪関係業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。 一 競輪関係業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 三 競輪施行者又は競輪場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。 3 経済産業大臣は、第一項の認可をした競輪関係業務規程が競輪関係業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その競輪関係業務規程を變更すべきことを命ずることができる。 4 競輪振興法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その競輪関係業務規程を公表しなければならない。 (事業計画等) 第二十七条 競輪振興法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、競輪関係業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託(帳簿の記載)

第三十二条 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、競輪関係業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(役員及び職員)の公務員たる地位)

第三十三条 競輪関係業務に従事する競輪振興法人の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員)の選任及び解任

第三十四条 競輪振興法人の役員を選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 競輪振興法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十六条第一項の認可を受けた競輪関係業務規程に違反する行為をしたとき、又は競輪関係業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、経済産業大臣は、競輪振興法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第三十五条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、競輪振興法人に対し、競輪関係業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十六条 経済産業大臣は、競輪振興法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の規定による指定(以下この条及び次条において単に「指定」という。)を取り

消すことができる。

一 競輪関係業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。
二 指定に関し不正の行為があつたとき。
三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第二十六条第一項の認可を受けた競輪関係業務規程によらないで競輪関係業務を行つたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第三十七条 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、経済産業大臣がその取消し後に新たに競輪振興法人を指定したときは、取消しに係る競輪振興法人の競輪関係業務に係る財産は、新たに指定を受けた競輪振興法人に帰属する。

2 前条第一項の規定により指定を取り消した場合における競輪関係業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

第四章 競技実施法人

(指定等)

第三十八条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、第四十条に規定する業務(以下「競技実施業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、競技実施法人として指定することができる。

一 競技実施業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 役員又は職員が、競技実施業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 競技実施業務以外の業務を行つていない場

合には、その業務を行うことによつて競技実施業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第四十八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 競技実施法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届けなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の更新)

第三十九条 前条第一項の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

第四十条 競技実施法人は、競輪施行者から委託を受けて次の業務を行うものとする。
一 第三条第一号に掲げる業務を行うこと。
二 車券の発売等を行うこと。

三 競輪の開催につき宣伝を行うこと。
四 入場者の整理その他競輪場内の整理を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務(競技実施業務規程)

第四十一条 競技実施法人は、競技実施業務を行うときは、その開始前に、競技実施業務の実施方法その他の経済産業省令で定める事項について競技実施業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 競技実施業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。
二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 競輪施行者又は競輪場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした競技実施業務規程が競技実施業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その競技実施業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 競技実施法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その競技実施業務規程を公表しなければならない。

(事業計画等)

第四十二条 競技実施法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、競技実施業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 競技実施法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 競技実施法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、競技実施業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。
(業務の休廃止)

第四十三条 競技実施法人は、競技実施業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
(帳簿の記載)

第四十四条 競技実施法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、競技実施業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
(役員及び職員)の公務員たる地位)

第四十五条 競技実施業務に従事する競技実施法人の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(役員の選任及び解任)

第四十六条 競技実施法人の役員を選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 競技実施法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第四十一条第一項の認可を受けた競技実施業務規程に違反する行為をしたとき、又は競技実施業務に関し著しく不適當な行為をしたときは、経済産業大臣は、競技実施法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
(監督命令)

第四十七条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、競技実施法人に対し、競技実施業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
(指定の取消し等)

第四十八条 経済産業大臣は、競技実施法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十八条第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて競技実施業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 競技実施業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。
二 指定に関し不正の行為があつたとき。
三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
四 第四十一条第一項の認可を受けた競技実施業務規程によらないで競技実施業務を行つたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は競技実施業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。
第五章 雑則

第十条の六第一項中「第十条の二又は第十条の四」を「第十七条又は第十九条」に、「第十条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項から第四項までに項番号を付し、同条第五項中「日本自転車振興会を「競輪振興法人」に改め、同項に項番号を付し、同条第六項中「第十条の三第二項」を「第十八条第二項」に改め、同項に項番号を付し、同条を第二十一条とする。
第十条の五中「第十条の二第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条を第二十条とする。
第十条の四第一項中「第十条の二」を「第十七条」に改め、同条第二項中「第十条の二第二項」を「第十七条第二項」に改め、同項に項番号を付し、同条を第十九条とする。
第十条の三第二項に項番号を付し、同条第三項中「日本自転車振興会を「競輪振興法人」に改め、同項に項番号を付し、同条を第十八条とする。
第十条の二の前に見出しとして「交付金の特例」を付し、同条第一項中「第十条の四」を「第

十九条」に、「第十条の六」を「第二十一条」に改め、同条第二項から第四項までに項番号を付し、同条を第十七条とする。

第十条に見出しとして「競輪振興法人への交付金」を付し、同条第一項中「日本自転車振興会」を「競輪振興法人」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第十六条とする。

第九条の四に見出しとして「払戻金及び返還金の債権の時効」を付し、同条中「第九条」を「第十二条」に、「前条」を「前条第六項」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の章名を付す。
第二章 交付金等

第九条の三に見出しとして「投票の無効」を付し、同条第二項から第六項までに項番号を付し、同条を第十四条とする。
第九条の二第二項及び第三項に項番号を付し、同条を第十三条とする。

第九条の二に見出しとして「払戻金」を付し、同条第一項中「第九条の三」を「第十四条第六項」に改め、同条第二項から第六項までに項番号を付し、同条を第十二条とする。
第八条の二に見出しとして「勝者投票法」を付し、同条を第十一条とする。
第八条第二号中「日本自転車振興会及び自転車競技会」を「競輪振興法人及び競技実施法人」に改め、同条を第十条とし、第七条の二を第九条とする。

第七条の前に見出しとして「車券」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第八条とする。
第六条に見出しとして「競輪の開催」を付し、同条第二項中「その他競輪施行」を「その他の競輪の開催」に改め、同項に項番号を付し、同条を第七条とする。
第五条に見出しとして「競輪の審判員等の登録」を付し、同条第一項中「及び」を「並びに」に、「規格を」及び「規格に」に、「経済産業省令」を「経済産業省令で」に、「日本自転車振興会

に」を「競輪振興法人第二十三条第一項に規定する競輪振興法人をいう。以下この章及び次章において同じ。」に改め、同条第二項中「日本自転車振興会」を「競輪振興法人」に、「経済産業省令」を「経済産業省令で」に改め、同項に項番号を付し、同条を第六条とする。
第四条に見出しとして「場外車券売場」を付し、同条第一項中「経済産業省令」を「経済産業省令で」に改め、同条第二項から第四項までに項番号を付し、同条を第五条とする。
第三条に見出しとして「競輪場」を付し、同条第一項中「経済産業省令」を「経済産業省令で」に改め、同条第二項中「しようとするときは」の下に、「経済産業省令で定めるところにより」を加え、同項から同条第四項までに項番号を付し、同条第五項ただし書中「ただし、」の下に「経済産業省令で定めるところにより」を加え、同項から同条第八項までに項番号を付し、同条第九項中「遅滞なく」の下に、「経済産業省令で定めるところにより」を加え、同項に項番号を付し、同条を第四条とする。
第二条の次に次の一条を加える。
(競輪の実施事務の委託)

第三条 競輪施行者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の地方公共団体、競技実施法人(第三十八条第一項に規定する競技実施法人をいう。以下この章において同じ。)又は私人(第一号に掲げる事務にあつては、競技実施法人に限る。)に委託することができる。この場合においては、同号に掲げる事務であつて経済産業省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。
一 競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車等の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務
二 車券の発売又は第十二条の規定による払戻金若しくは第十四条第六項の規定による返還金の交付(以下「車券の発売等」という。)に関する事務

三 前二号に掲げるもののほか、競輪の実施に関する事務(経済産業省令で定めるものを除く。)

附則第一条に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二条に見出しとして「(特定活性化事業を行った競輪施行者に対する還付)」を付し、同条第一項中「日本自転車振興会」を「競輪振興法人」に、「第十條第一項第一号」を「第十六條第一項第一号」に改め、同条第二項に項番号を付する。

別表第一及び別表第二中「第十條」を「第十六條」に、「日本自転車振興会」を「競輪振興法人」に改める。

(小型自動車競走法の一部改正)

第三條 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「第十四條第四項」を「第十四條第五項」に改める。

第七條の二第一項中「左の各号に掲げる事項につき」を「次に掲げる事項について」に、「こゝえ、又は経済産業省令で定める日取りに反して」を「逸脱して」に改め、同条第一号及び第二号中「当り」を「当たり」に改める。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十條の二中「学生生徒及び」を削る。

第十一條第三号中「入場料の徴収」を削る。

第十一條の二中「四種」とし、各勝車投票法における「を」(以下「基本勝車投票法」という。)並びに重勝式(同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝車投票法により勝車となつたものを一組としたものを勝車とする方式をいう。以下同じ。)の五種類とし、勝車投票法の種類(重勝式勝車投票法その他経済産業省令で定める勝車投票法については、当該勝車投票法ごとに経済産業省令で定める種別。以下同じ。)(こゝの)に改める。

第十二條の見出しを削り、同条の前に見出し

として「(払戻金)」を付し、同条第一項中「額の」を「額」に改め、「百分の七十五」の下に「以上経済産業大臣が定める率以下の範囲内で小型自動車競走施行者が定める率を乗じて得た額」を、「相当する金額」の下に「(重勝式勝車投票法において次条第一項又は第二項の加算金がある場合にあつては、これに当該加算金を加えた金額。以下「払戻対象総額」という。))」を加え、「あん分」を「按分」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「における売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額」を「(次条第一項に規定する場合を除く。))」において、その小型自動車競走についての払戻対象総額に、「あん分」を「按分」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定重勝式勝車投票法(重勝式勝車投票法の種別であつて勝車の中の割合が低いものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)について、第一項の払戻金の額が経済産業省令で定める払戻金の最高限度額を超えるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第十三條を次のように改める。

第十三條 指定重勝式勝車投票法についての勝車投票の的中者がない場合には、当該勝車投票に係る払戻対象総額は、当該小型自動車競走施行者が開催する小型自動車競走に係る当該指定重勝式勝車投票法と同一の種別の指定重勝式勝車投票法の勝車投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

2 前条第三項の場合において、当該払戻金の最高限度額を超える部分の金額の総額は、当該指定重勝式勝車投票法と同一の種別の指定重勝式勝車投票法の勝車投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

3 指定重勝式勝車投票法に係る小型自動車競走を開催した小型自動車競走施行者が当該指定重勝式勝車投票法の実施を停止する場合における前二項の加算金の処分については、経済産業省令で定める。

第十四條第一項中「勝車投票券」の下に「(重勝式勝車投票法に係るものを除く。))」を加え、「左の各号の」を「当該競走について次の各号のいづれかに改め、同条第三項中「左の各号の」を「次の各号のいづれかに改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 重勝式勝車投票法に係る基本勝車投票法の投票が前三項の規定により無効となつた場合は、当該投票の勝車投票券に表示された選手(連勝単式又は連勝複式勝車投票法を基本勝車投票法とする場合にあつては、その勝車投票券に表示された組)をその勝車投票券に表示する重勝式勝車投票法の投票は、無効とする。

第十七條第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「当該小型自動車競走施行者の議会の議決を経て」を削る。

第十七條の五第三項中「当該小型自動車競走施行者の議会の議決を経て」を削る。

第二十條の十一中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 合併した場合
第二十條の十二第一項中「解散したときは、」の下に「合併及び」を加える。
第二十條の十六の次に次の十二條を加える。
第二十條の十六の二 小型自動車競走会は、他の小型自動車競走会と合併することができ、この場合においては、合併をする小型自動車競走会は、役員会の決議を経て、合併契約を締結しなければならない。

第二十條の十六の三 小型自動車競走会が吸収

合併(小型自動車競走会が他の小型自動車競走会とする合併であつて、合併により消滅する小型自動車競走会(以下「吸収合併消滅小型自動車競走会」という。))の権利義務の全部を合併後存続する小型自動車競走会(以下「吸収合併存続小型自動車競走会」という。))に承継させるものをいう。以下同じ。をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併存続小型自動車競走会及び吸収合併消滅小型自動車競走会の名称及び住所
二 吸収合併がその効力を生ずべき日(以下「吸収合併効力発生日」という。)

第二十條の十六の四 小型自動車競走会が新設合併(二以上の小型自動車競走会がする合併であつて、合併により消滅する小型自動車競走会(以下「新設合併消滅小型自動車競走会」という。))の権利義務の全部を合併により設立する小型自動車競走会(以下「新設合併設立小型自動車競走会」という。))に承継させるものをいう。以下同じ。をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併消滅小型自動車競走会の名称及び住所
二 新設合併設立小型自動車競走会の目的、名称及び主たる事務所の所在地
三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立小型自動車競走会の定款で定める事項
四 新設合併がその効力を生ずべき日(以下「新設合併効力発生日」という。)

第二十條の十六の五 吸収合併消滅小型自動車競走会は、吸収合併契約の締結の日の翌日から吸収合併効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併消滅小型自動車競走会の債権者は、吸収合併消滅小型自動車競走会に対し

て、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅小型自動車競走会の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
3 吸収合併消滅小型自動車競走会は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第二十号の十六の六 吸収合併消滅小型自動車競走会の債権者は、当該吸収合併消滅小型自動車競走会に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併消滅小型自動車競走会は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨
二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができ旨

3 債権者が前項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅小型自動車競走会は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。)及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第二十号の十六の七 吸収合併存続小型自動車競走会は、吸収合併契約の締結の日の翌日から吸収合併効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併存続小型自動車競走会の債権者は、吸収合併存続小型自動車競走会に対し、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続小型自動車競走会の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

3 吸収合併存続小型自動車競走会は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 前条の規定は、吸収合併存続小型自動車競走会に準用する。

第二十号の十六の八 新設合併消滅小型自動車競走会は、新設合併契約の締結の日の翌日から新設合併効力発生日までの間、新設合併契約の内容その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 新設合併消滅小型自動車競走会の債権者は、新設合併消滅小型自動車競走会に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅小型自動車競走会の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

3 新設合併消滅小型自動車競走会は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第二十号の十六の九 第二十号の四から第二十条の六までの規定は、新設合併設立小型自動車競走会の設立には、適用しない。

2 新設合併設立小型自動車競走会を設立するには、各新設合併消滅小型自動車競走会の役員会において選任した設立委員が共同して、定款を作成し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

第二十号の十六の十 小型自動車競走会の合併は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする者は、吸収合併存続小型自動車競走会又は新設合併設立小型自動車競走会(以下「合併後の小型自動車競走会」という。)について次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称
二 事務所の所在地
3 前項の申請書には、合併契約の内容を記載した書面、合併後の小型自動車競走会の定款その他の経済産業省令で定める書面を添付しなければならない。

4 第二十号の四第三項の規定は、第一項の認可に準用する。

第二十号の十六の十一 前条第一項の認可を受けた吸収合併存続小型自動車競走会は、吸収合併効力発生日に、吸収合併消滅小型自動車競走会の権利義務を承継する。

2 前条第一項の認可を受けた新設合併設立小型自動車競走会は、新設合併効力発生日に、新設合併消滅小型自動車競走会の権利義務を承継する。

3 吸収合併消滅小型自動車競走会又は新設合併消滅小型自動車競走会の吸収合併効力発生日の前日又は新設合併効力発生日の前日を含む事業年度は、第二十号の十七において準用する第十九号の十九の規定にかかわらず、吸

収合併効力発生日の前日又は新設合併効力発生日の前日に終わるものとし、当該事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成及び経済産業大臣への提出については、合併後の小型自動車競走会が従前の例により行うものとする。

第二十号の十六の十二 小型自動車競走会が吸収合併をしたときは、遅滞なく、主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅小型自動車競走会については解散の登記をし、吸収合併存続小型自動車競走会については変更の登記をしなければならない。

第二十号の十六の十三 小型自動車競走会が新設合併をしたときは、遅滞なく、主たる事務所の所在地において、新設合併消滅小型自動車競走会については解散の登記をし、新設合併設立小型自動車競走会については設立の登記をしなければならない。

第二十号の二を第二十二号の三とし、第二十二号の次に次の一条を加える。
(勝車投票類似の行為の特例)
第二十二号の二 小型自動車競走施行者の職員は、小型自動車競走に關して、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の許可を受けて、勝車投票類似の行為をすることができ。

2 経済産業大臣は、第二十四号(第二号に係る部分に限る。)の規定に違反する行為に關する情報を収集するために必要があると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項を附則第二条とし、同条に見出しとして「(小型自動車競走場の設置の制限)」を付し、同条の次に次の一条を加える。
(特定活性化事業を行った小型自動車競走施行者に対する還付)

第三条 日本小型自動車振興会は、小型自動車

競走施行者が、平成十九年度から平成二十三年度までの各年度において、その前年度に行つた事業が特定活性化事業(小型自動車競走場の改修その他小型自動車競走の事業の活性化に必要な事業として経済産業省令で定める事業をいう。以下同じ。)に該当する旨の経済産業大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた年度における当該小型自動車競走施行者の申請により、当該小型自動車競走施行者が当該特定活性化事業を行つた年度に交付した第十六条第一項第一号又は第二号の規定による交付金(以下「特定交付金」という。)のうち、当該特定活性化事業に要した費用として経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の認定を受けた額(その額が特定交付金の合計額の三分の一を超える場合には、当該合計額の三分の一)に相当する金額を、当該小型自動車競走施行者に還付しなければならぬ。

2 前項の還付に必要なる手続は、経済産業省令で定める。

第四条 小型自動車競走法の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 小型自動車競走の実施(第三条―第十九条)

第三章 交付金等(第二十条―第二十六条)

第四章 小型自動車競走振興法人(第二十七条―第四十一条)

第五章 競走実施法人(第四十二条―第五十二条)

第六章 雑則(第五十三条―第六十条)

第七章 罰則(第六十一条―第七十四条)

附則

第一章 総則

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 小型自動車競走の実施

第一類第九号 経済産業委員会議録第十二号

第三十四条及び第三十五条を削る。

第三十三条を第七十条とし、同条の次に次の四条を加える。

第七十一条 第三十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 第五十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の許可を受けずに、小型自動車競走関係業務の全部を廃止した者

二 第三十六条又は第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第四十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第五十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第五十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十一条から第六十四条まで及び前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十二条を第六十九条とする。

第三十一条第一項中「第二十八条又は第二十九条」を「第六十五条又は第六十六条」に改め、同条を第六十八条とし、第三十条を第六十七条とし、第二十九条を第六十六条とし、第二十八条を第六十五条とする。

第二十七条の二から第二十七条の四までを削る。

第二十七条中「第十条の二又は第十一条」を「第十三条又は第十四条」に改め、同条を第六十条とする。

四条とする。

第二十六条第一号中「第十一条」を「第十四条」に改め、同条第二号中「第二十四条第一号」を「第六十一条第一号」に改め、同条第三号中「第一一条第三号」を「第十四条第三号」に、「第二十四条第二号」を「第六十一条第二号」に、「第二十一条各号」を「第十四条各号」に改め、同条を第六十三条とする。

第二十五条第一号中「第十一条各号」を「第十四条各号」に改め、同条を第六十二条とする。

第二十四条の前の見出しを削り、同条を第六十一条とする。

第二十三条中「外」を「ほか」に改め、同条を第六十条とし、同条の次に次の章名を付する。

第七章 罰則

第二十二條の三の見出し中「措置」を「助言又は勧告」に改め、同条中「又は日本小型自動車振興会及び選手相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に関し」を削り、同条を第五十九条とする。

第二十二條の二第二項中「第二十四条」を「第六十一条」に改め、同条を第五十八条とする。

第二十二條第一項中「限度内において」を「限度において、経済産業省令で定めるところにより」に、「小型自動車競走会、日本小型自動車振興会を」小型自動車競走振興法人、競走実施法人に、「終了及び」を「及び終了並びに」に改め、同条第二項中「関係人」を「関係者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十二條を第五十七條とする。

第二十一條の四中「第五條第一項又は第六條第一項」を「第六條第一項又は第八條第一項」に改め、同条を第五十六條とする。

第二十一條の三第二項中「小型自動車競走会若しくは」を削り、「小型自動車競走会又は小型自動車競走場若しくは」を「小型自動車競走場又は」に改め、同条を第五十五条とする。

は」に改め、同条を第五十五条とする。

第二十一條の二中「小型自動車競走会」を「競走実施法人」に、「競技関係事務」を「第五條第一号に掲げる事務」に改め、同条を第五十四条とする。

第二十一條第一項中「及び小型自動車競走会」を削り、同条第三項中「第六條の二第二項」を「第八條第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第五條第四項」を「第六條第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 競走実施法人は、小型自動車競走施行者が行う前項の措置に協力しなければならない。

第二十一條を第五十三條とする。

第十八條から第二十條の十七までを削る。

第十七條の六を第二十六條とし、同条の次に第二章及び章名を加える。

第四章 小型自動車競走振興法人(指定等)

第二十七條 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務(以下「小型自動車競走関係業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、小型自動車競走振興法人として指定することができる。

一 小型自動車競走関係業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 役員又は職員が、小型自動車競走関係業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 小型自動車競走関係業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて小型自動車競走関係業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第四十條第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から三年を経過し

ない者でないこと。
五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 破産者で復権を得ない者
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ハ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことに伴い罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ニ 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

ホ 小型自動車競走振興法人に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて小型自動車競走振興法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所所在地を公示しなければならない。

3 小型自動車競走振興法人は、その名称及び住所並びに事務所所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十八条 小型自動車競走振興法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 小型自動車競走の審判員及び小型自動車

競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行うこと。

二 選手及び小型自動車の競走前の検査の方法、審判の方法その他小型自動車競走の実施方法を定めること。

三 選手の出場あつせんを行うこと。

四 審判員、選手その他小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。

五 小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。

六 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。

七 第二十条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、小型自動車競走の公正かつ円滑な実施に資する業務又は小型自動車その他の機械に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資する業務であつて、経済産業省令で定めるものを行うこと。

(補助の業務の適正な実施)

第二十九条 小型自動車競走振興法人は、前条第五号及び第六号の規定による補助(以下この条において単に「補助」という。)を公正かつ効率的に行わなければならない。

2 小型自動車競走振興法人から補助を受けて事業を行う者は、次条第一項の認可を受けた小型自動車競走関係業務規程及び当該補助の目的に従つて誠実に当該事業を行わなければならない。

(小型自動車競走関係業務規程)

第三十条 小型自動車競走振興法人は、小型自動車競走関係業務を行うときは、その開始前に、小型自動車競走関係業務の実施方法その他の経済産業省令で定める事項について小型自動車競走関係業務規程を定め、経済産業大

臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 小型自動車競走関係業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 小型自動車競走施行者又は小型自動車競走場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした小型自動車競走関係業務規程が小型自動車競走関係業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その小型自動車競走関係業務規程を変更すべきことを命ずることができ。

4 小型自動車競走振興法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その小型自動車競走関係業務規程を公表しなければならない。

(事業計画等)

第三十一条 小型自動車競走振興法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、小型自動車競走関係業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 小型自動車競走振興法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 小型自動車競走振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、小型自動車競走関係業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(業務の休廃止)
第三十二条 小型自動車競走振興法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、小型自動車競走関係業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(交付金の使途)
第三十三条 小型自動車競走振興法人は、第二十条第一項各号の規定による交付金をそれぞれ次の各号に掲げる業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

一 第二十条第一項第一号の規定による交付金にあつては、第二十八条第五号に掲げる業務その他小型自動車その他の機械に関する事業の振興に資するため必要な業務

二 第二十条第一項第二号の規定による交付金にあつては、第二十八条第六号に掲げる業務その他体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するため必要な業務

三 第二十条第一項第三号の規定による交付金にあつては、小型自動車競走関係業務(区分経理)

第三十四条 小型自動車競走振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、小型自動車競走関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十五条 小型自動車競走振興法人は、次の方法による場合を除くほか、小型自動車競走関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一項第一項の認可を受

けた金融機関をいう。)への金銭信託

(帳簿の記載)

第三十六条 小型自動車競走振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、小型自動車競走関係業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(役員及び職員)の公務員たる地位)

第三十七条 小型自動車競走関係業務に従事する小型自動車競走振興法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員)の選任及び解任)

第三十八条 小型自動車競走振興法人の役員を選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 小型自動車競走振興法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第三十条第一項の認可を受けた小型自動車競走関係業務規程に違反する行為をしたとき、又は小型自動車競走関係業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、経済産業大臣は、小型自動車競走振興法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第三十九条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、小型自動車競走振興法人に対し、小型自動車競走関係業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第四十条 経済産業大臣は、小型自動車競走振興法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の規定による指定以下この条及び次条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

一 小型自動車競走関係業務を公正かつ適確

に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。
三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
四 第三十条第一項の認可を受けた小型自動車競走関係業務規程によらないで小型自動車競走関係業務を行ったとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第四十一条 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、経済産業大臣がその取消し後に新たに小型自動車競走振興法人を指定したときは、取消しに係る小型自動車競走振興法人の小型自動車競走関係業務に係る財産は、新たに指定を受けた小型自動車競走振興法人に帰属する。

2 前条第一項の規定により指定を取り消した場合における小型自動車競走関係業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

第五章 競走実施法人

(指定等)

第四十二条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、第四十四条に規定する業務(以下「競走実施業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、競走実施法人として指定することができる。

一 競走実施業務を適確に実施するに足りる経済的及び技術的な基礎を有するものであること。
二 役員又は職員の構成が、競走実施業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
三 競走実施業務以外の業務を行つてゐる場

合には、その業務を行うことによつて競走実施業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第四十二条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。
五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所所在地を公示しなければならない。

3 競走実施法人は、その名称及び住所並びに事務所所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の更新)

第四十三条 前条第一項の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

第四十四条 競走実施法人は、小型自動車競走施行者から委託を受けて次の業務を行うものとする。
一 第五条第一号に掲げる事務を行うこと。

二 勝車投票券の発売等を行うこと。
三 小型自動車競走の開催につき宣伝を行うこと。

四 入場者の整理その他小型自動車競走場内の整理を行うこと。
五 前各号の業務に附帯する業務

(競走実施業務規程)

第四十五条 競走実施法人は、競走実施業務を行うときは、その開始前に、競走実施業務の実施方法その他の経済産業省令で定める事項について競走実施業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
一 競走実施業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。
二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 小型自動車競走施行者又は小型自動車競走場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
3 経済産業大臣は、第一項の認可をした競走実施業務規程が競走実施業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その競走実施業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 競走実施法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その競走実施業務規程を公表しなければならない。
(事業計画等)

第四十六条 競走実施法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、競走実施業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 競走実施法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 競走実施法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、競走実施業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(業務の休廃止)

第四十七条 競走実施法人は、競走実施業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(帳簿の記載)

第四十八条 競走実施法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、競走実施業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(役員及び職員たる公務員たる地位)

第四十九条 競走実施業務に従事する競走実施法人の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員を選任及び解任)

第五十条 競走実施法人の役員を選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 競走実施法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令及び処分を含む)若しくは第四十五条第一項の認可を受けた競走実施業務規程に違反する行為をしたとき、又は競走実施業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、経済産業大臣は、競走実施法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第五十一条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、競走実施法人

人に對し、競走実施業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第五十二条 経済産業大臣は、競走実施法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十二条第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて競走実施業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 競走実施業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- 四 第四十五条第一項の認可を受けた競走実施業務規程によらないで競走実施業務を行つたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は競走実施業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第六章 雑則

第十七条の五第一項中「第十七条又は第十七条の三を」を「第二十一条又は第二十三条に」、第十六条第一項を「第二十条第一項」に改め、同条第五項中「日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人」に改め、同条第六項中「第十七条の二第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十七条の四中「第十七条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第二十四条とする。第十七条の三第一項中「第十七条」を「第二十一条」に改め、同条第二項中「第十七条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第二十三条とする。

第十七条の二第三項中「日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条第一項中「第十七条の三」を「第二

三条に、「第十七条の五」を「第二十五条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十六条第一項(見出しを含む)中「日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人」に改め、同条を第二十条とする。

第十五条中「第十二条」を「第十六条」に、「前条」を「前条第五項」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 交付金等

第十四条を第十八条とし、第十三条を第十七条とする。

第十二条第一項中「第十四条」を「第十八条第五項」に改め、同条を第十六条とし、第十一条の二を第十五条とする。

第十一条第二号中「小型自動車競走会及び日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人及び競走実施法人」に改め、同条を第十四条とし、第十条の二を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条を削る。

第八条の見出しを「小型自動車競走の審判員等の登録」に改め、同条第一項中「日本小型自動車振興会」を「経済産業省令で定めるところにより、小型自動車競走振興法人(第二十七条第一項に規定する小型自動車競走振興法人をいう。以下この章及び次章において同じ。)」に改め、同条第二項中「日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人」に改め、同条第三項中「日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人」に、「経済産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条を第十一条とする。

第七条の二第二項中「その他小型自動車競走施行をその他の小型自動車競走の開催」に改め、同条を第十条とする。

第七条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条を第九条とする。

第六条の二第一項中「経済産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条第四項中「第五条第六項」を「第六条第六項」に改め、同条を第八条

とし、第六条を第七条とする。

第五条第一項中「経済産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条第二項中「経済産業省令」を「経済産業省令」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第六項中「附する」を「付する」に改め、同条第九項中「遅滞なく」の下に、「経済産業省令で定めるところにより」を加え、同条を第六条とする。

第四条中「小型自動車競走会又は」を「競走実施法人(第四十二条第一項に規定する競走実施法人をいう。以下この章において同じ。又は)」に改め、同条第二号中「第十二条」を「第十六条」に、「第十四条第五項」を「第十八条第五項」に改め、同条を第五条とする。

第三条の二中「施行しようとするときは、経済産業省令」を「開催しようとするときは、経済産業省令」に改め、同条を第四条とする。

附則第三条第一項中「日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人」に、「第十六条第一項第一号」を「第二十条第一項第一号」に改める。

別表第一及び別表第二中「第十六条」を「第二十条」に、「日本小型自動車振興会」を「小型自動車競走振興法人」に改める。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九條、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日までの間において政令で定める日
- 二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七條、第二十五条から第二十八條まで、第三十條、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三

十日までの間において政令で定める日

(競輪振興法人の指定等に関する準備行為)

第二条 第二条の規定による改正後の自転車競技法第二十三条第一項の規定による指定及び同法第二十六条第一項の規定による競輪関係業務規程の認可並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、第二条の規定の施行前において、同条の規定による改正後の同法第二十三条及び第二十六条の規定の例により行うことができる。

(日本自転車振興会の解散等)

第三条 日本自転車振興会は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて第二条の規定による改正後の自転車競技法第二十三条第一項の指定を受けた法人(以下この条及び附則第八条において「競輪振興法人」という。)が承継する。

2 日本自転車振興会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 日本自転車振興会の解散の日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により日本自転車振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

5 第一項の規定により競輪振興法人が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

6 第一項の規定により競輪振興法人が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(自転車競技会に関する経過措置)

第四条 自転車競技会は、その組織を変更して民法明治二十九年法律第八十九号第三十四条の規定により設立される財団法人(以下単に「財団法人」という。)になることができる。

2 前項の規定により自転車競技会がその組織を変更して財団法人になるには、この法律の施行の日から附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日までの期間(次条において「自転車競技会に係る移行期間」という。)内に、組織変更のために必要な定款の変更をし、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可の効力は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

4 第一項の規定による組織変更後の財団法人に係る民法その他の法令の適用については、第二項の認可は、財団法人の設立許可とみなす。

5 第一項の規定による財団法人への組織変更に伴う自転車競技会の登記については必要な事項は、政令で定める。

第五条 自転車競技会に係る移行期間内に前条第二項の認可を受けなかった自転車競技法第十三条の十一の規定にかかわらず、自転車競技会に係る移行期間の満了の日に解散する。この場合における解散及び清算については、第二条の規定による改正前の同法第十三条の十一第四号に該当することにより解散した自転車競技会の解散及び清算の例による。

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までに第二条の規定による改正前の自転車競技法第十三条の十一各号のいずれかに該当することにより自転車競技会が解散した場合における自転車競技会の清算については、なお従前の例による。

第七条 附則第四条第一項の規定により組織変更をした財団法人は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(第二条の規定による改正後の自転車競技法第三十八条第一項の指定を受けたもの)とみなす。

2 前項の規定により第二条の規定による改正後の自転車競技法第三十八条第一項の指定を受けたもの(以下「組織変更を受けた財団法人」という。)は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(第二条の規定による改正後の自転車競技法第三十八条第一項の指定を受けたもの)とみなす。

定による改正後の同法第四十一条第一項に規定する競技実施業務規程については、当該財団法人は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から三月以内に、その認可の申請をしなければならない。

3 附則第四条第一項の規定により組織変更をした財団法人は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から前項の申請に基づく認可に關する処分があるまでの間は、従前の業務の方法で第二条の規定による改正後の自転車競技法第四十条に規定する競技実施業務を行うことができる。

第八条 第二条の規定による改正前の自転車競技法第五号第一項の規定により日本自転車振興会に登録されている競輪の審判員、競輪に出場する選手並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格は、それぞれ第二条の規定による改正後の同法第六号第一項の規定により競輪振興法人に登録されたものとみなす。

(小型自動車競走振興法人の指定等に関する準備行為)

第九条 第四条の規定による改正後の小型自動車競走法第二十七条第一項の規定による指定及び同法第三十条第一項の規定による小型自動車競走関係業務規程の認可並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、第四条の規定の施行前においても、同条の規定による改正後の同法第二十七条及び第三十条の規定の例により行うことができる。

第十条 日本小型自動車振興会は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において第四条の規定による改正後の小型自動車競走法第二十七条第一項の指定を受けた法人(以下この条及び附則第十五条において「小型自動車競走振興法人」という。)が承継する。

2 日本小型自動車振興会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 日本小型自動車振興会の解散の日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により日本小型自動車振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

5 第一項の規定により小型自動車競走振興法人が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

6 第一項の規定により小型自動車競走振興法人が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(小型自動車競走会に関する経過措置)

第十二条 小型自動車競走会に係る移行期間内に前条第二項の認可を受けなかった小型自動車競走会は、第四条の規定による改正前の小型自動車競走法第二十条の十一の規定にかかわらず、小型自動車競走会に係る移行期間の満了の日に

解散する。この場合における解散及び清算については、第四条の規定による改正前の同法第二十条の十一第四号に該当することにより解散した小型自動車競走会の解散及び清算の例による。

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までに第四条の規定による改正前の小型自動車競走法第二十条の十一各号のいずれかに該当することにより小型自動車競走会が解散した場合における小型自動車競走会の清算については、なお従前の例による。

第十四条 附則第十一条第一項の規定により組織変更をした財団法人は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に第四条の規定による改正後の小型自動車競走法第四十二条第一項の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第四条の規定による改正後の小型自動車競走法第四十二条第一項の指定を受けたものとみなされた附則第十一条第一項の規定により組織変更をした財団法人に係る第四条の規定による改正後の同法第四十五条第一項に規定する競走実施業務規程については、当該財団法人は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から三月以内に、その認可の申請をしなければならない。

3 附則第十一条第一項の規定により組織変更をした財団法人は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、従前の業務の方法で第四条の規定による改正後の小型自動車競走法第四十四条に規定する競走実施業務を行うことができる。

第十五条 第四条の規定による改正前の小型自動車競走法第八条第一項の規定により日本小型自動車振興会に登録されている小型自動車競走の審判員、小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車は、それぞれ第四条の規定による改正後の同法第十一条第一項の規定により日本小型自動車競走振興会に登録されているものとみなす。

録されたものとみなす。
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置)
第十六条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日の前日までの間に間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)別表第十八号の規定の適用については、同号中「第十八条」とあるのは「第五十六条」と、「第二十三条後段」とあるのは「第六十条後段」とする。

第十七条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間に間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第二十一号の規定の適用については、同号中「第二十四条」とあるのは「第六十一条」と、「第二十八条後段」とあるのは「第六十五条後段」とする。

(罰則に関する経過措置)
第十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)
第二十条 政府は、第二条の規定による改正後の自転車競技法第二十三条第一項に規定する競輪振興会及び同法第三十八条第一項に規定する競輪振興会並びに第四条の規定による改正後の小型自動車競走法第二十七条第一項に規定する

る小型自動車競走振興会及び同法第四十二条第一項に規定する競走実施法人の組織及び機能について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(第二条の規定による改正に伴う国立国会図書館法等の一部改正)
第二十一条 次に掲げる法律の規定中日本自転車振興会の項を削る。
一 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)別表第一
二 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)別表
三 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)別表第一
四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表
(第二条の規定による改正に伴う行政事件訴訟法等の一部改正に伴う経過措置)
第二十二条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の行政事件訴訟法に基づき提起された日本自転車振興会を被告とする抗告訴訟の管轄については、なお従前の例による。
第二十三条 附則第二十一条の規定の施行前に同条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき日本自転車振興会がした行為及び日本自転車振興会に対してされた行為については、なお従前の例による。

本自転車振興会が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 日本自転車振興会の役員又は職員であつた者
二 日本自転車振興会から旧法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者
三 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た日本自転車振興会が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
(第四条の規定による改正に伴う国立国会図書館法等の一部改正)
第二十五条 次に掲げる法律の規定中日本小型自動車振興会の項を削る。
一 国立国会図書館法別表第一
二 行政事件訴訟法別表
三 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一
四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表
(第四条の規定による改正に伴う行政事件訴訟法等の一部改正に伴う経過措置)
第二十六条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の行政事件訴訟法に基づき提起された日本小型自動車振興会を被告とする抗告訴訟の管轄については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、日

本自転車振興会が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

本自転車振興会が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 日本自転車振興会の役員又は職員であつた者
二 日本自転車振興会から旧法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者
三 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た日本自転車振興会が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
(第四条の規定による改正に伴う国立国会図書館法等の一部改正)
第二十五条 次に掲げる法律の規定中日本小型自動車振興会の項を削る。
一 国立国会図書館法別表第一
二 行政事件訴訟法別表
三 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一
四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表
(第四条の規定による改正に伴う行政事件訴訟法等の一部改正に伴う経過措置)
第二十六条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の行政事件訴訟法に基づき提起された日本小型自動車振興会を被告とする抗告訴訟の管轄については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、日

本自転車振興会が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

本小型自動車振興会がした行為及び日本小型自動車振興会に対してされた行為については、なお従前の例による。

第二十八條 附則第二十五條の規定の施行前に同条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定に基づき日本小型自動車振興会がした行為及び日本小型自動車振興会に対してされた行為については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、日本小型自動車振興会が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二條第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 日本小型自動車振興会の役員又は職員であつた者
二 日本小型自動車振興会から旧法第二條第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者
3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た日本小型自動車振興会が保有していた旧法第二條第三項に規定する保有個人情報(自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。)

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
(地方税法の一部改正)
第二十九條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第七号中、「日本自転車振興会、自転車競技会」を削る。
第三十條 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第七号中、「日本小型自動車振興会、小型自動車競走会」を削る。

(所得税法等の一部改正)
第三十一條 次に掲げる法律の規定中自転車競技会の項及び日本自転車振興会の項を削る。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表
二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第二第一号の表
三 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第三第一号の表
第三十二條 次に掲げる法律の規定中小型自動車競走会の項及び日本小型自動車振興会の項を削る。

一 所得税法別表第一第一号の表
二 法人税法別表第二第一号の表
三 消費税法別表第三第一号の表
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)
第三十三條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二号中(昭和二十三年法律第二百九号)の下に「第六章」を加える。
第三十四條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。
別表第十六号中(昭和二十五年法律第二百八号)の下に「第七章」を加える。
(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十五條 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。
附則第五十八條第四号を次のように改める。

四 削除
第三十六條 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。
附則第五十八條第七号を次のように改める。

七 削除
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第三十七條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三百六十條を次のように改める。
第三百六十條 削除
第三十八條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三百六十四條を次のように改める。
第三百六十四條 削除

理由

近年の競輪及び小型自動車競走を取り巻く環境の変化に対応して、その公正かつ円滑な実施を確保しつつ競輪及び小型自動車競走の振興を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うため、交付金の交付の期限を延長する制度の拡充を図るほか、公営競技関係法人の業務を営利を目的としない法人に行わせる等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第九号

經濟産業委員会議録第十二号

平成十九年五月二十三日

平成十九年五月三十一日印刷

平成十九年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K